



東京税理士会日本橋支部会報

第 108 号

平成18年1月1日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013 中央区日本橋人形町3-11-10

ホックク人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURL <http://www1a.biglobe.ne.jp/tzei2hon/>

発行人 支部長 河原 邦文

編集人 広報部長 福本 光男

印刷 株 税 経



初冬の富士

謹 賀 新 年

本年もよろしくお願いたします

平成18年元旦

東京税理士会 日本橋支部

支部長 河原 邦文
副支部長 池上 悦次
副支部長 中島 美和
副支部長 浅野 汜子
副支部長 吉村 博一
総務部長 大矢 勝昭
研修部長 岡田 昇

広報部長 福本 光男
厚生部長 栗原 勝
組織部長 田村慎太郎
経理部長 若狭 茂雄
綱紀監察部長 星野光一郎
渉外対策部長 浅井 光政

東京税理士会

理 事 浅見 達雄
理 事 木下 純一
理 事 宮川 雅夫
理 事 藤山 清春



新年のご挨拶



支部長 河原邦文

新年あけましておめでとうございます。

年頭に当たり支部会員の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

去年は、安全を問われる事故が多く発生しました。なかでもマンション等の倒壊のおそれのある「耐震偽装」問題で揺り動かされており、また神戸ではJR線の脱線事故と、12月半ばより日本海側では豪雪でJR線が山形で脱線事故をおこし安全と安心がおびやかされておりました。

本年の支部活動は、まず初めに、会社法が本年5月に施行される予定で「会計参与制度」及び「中小企業の会計に関する指針」の普及を図ることです。

第2は、本年度より東京会会則63条の改正により税務支援が義務化されました。東京会の要請により初めて支部間応援を行い蒲田支部と日野支部に応援を致します。

税務支援は、東京駅動輪広場で広域還付センター、青梅支部、東京国税局の2月19日（日）の派遣と、税理士記念日の三越での税務無料相談、3月1日より10日迄の支部事務局での確定申告無料相談を実施致しますので会員の皆様のご協力をお願いいたします。

今回、東京会の方針で6月に支部の税務経営指導所を廃止し、税務支援を支部事業とするよう渉外対策部を税務支援対策部に変える等の支部規則の

見直しを検討いたします。東京会では、1月16日より税理士会館内に納税者支援センターを開設し納税者の相談をいたします。

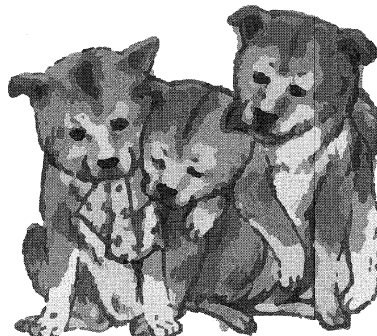
第3は、平成18年度の税制改正で、「特定同族法人の役員報酬の給与所得控除を損金に認めず法人税の課税標準に加える」案が留保金課税の撤廃と引き換えに提案されています。平成18年5月施行の会社法で資本金の少ない実質一人会社が創設され法人経費と給与所得控除との二重控除になるので税負担の公平を図るとというのが改正提案の趣旨です。

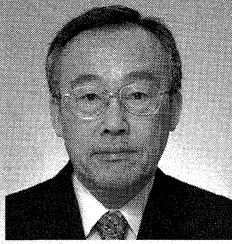
しかし、現行の給与所得控除についての抜本の見直しを検討するならともかく、中小企業の役員報酬とその他の法人の役員報酬について税負担に事実上の差別を設け、資金的裏付けのない給与所得控除分を法人所得と認定することに、合理性はありません。

そこで東京税理士会と東税政は、中小企業関係機関に働きかけて反対しております。

第4は、東京税理士会の会館建設（8億8千万円）で別館建設と本館建設工事が始まり、19年6月に完成予定であります。

平成18年が会員の皆様にとってますますご健勝でありますようお願いいたしまして新年の挨拶といたします。





年頭のごあいさつ



日本橋税務署長 渡邊 光治

新年あけましておめでとうございます。

平成18年の年頭に当たり、東京税理士会日本橋支部の皆様方に謹んで新年のお喜びを申し上げます。

河原支部長をはじめ、役員の方々並びに会員の皆様には、平素から税務行政全般に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

特に確定申告期や税を考える週間における無料相談では、格別のご配慮をいただきまして、重ねて御礼申し上げます。

さて、我が国の社会経済を見ますと、人口構成の急激な変化（少子・高齢化）、右肩上がり経済の終焉、グローバル化の進展、日本型雇用慣行のゆらぎと働き方の多様化、家族のかたちの多様化と大きく変化しており、この構造変化に対する税務行政への影響を見ますと、スリムで効率的な政府実現のため定員増加の困難化、所得税の人的控除の簡素化、年金課税の適正化、消費税の免税点の引下げなど税制改正による申告者数の増加、経済取引の広域化・国際化・高度情報化の進展、不正手口の巧妙化等による税務調査や徴収事務の複雑・困難化に表われております。

この変化への具体的対応策として、納税環境の整備（申告者の増加に対応して納税者サービスの再構築）、内部事務の基本的見直し（IT化に対応した事務見直しやアウトソーシングの徹底等により効率化・スリム化）、調査・徴収事務の基本的見直し（納税者のコンプライアンス維持・向上のため、効果的・効率的に調査・徴収事務を実施）、国税職員の職場環境の整備（職員が意欲と希望をもって職務に精励できる職場づくり）等を主眼とし、昨年7月より試行署を設置し対応策を開始したところであります。

やはり、私共の使命であります課税の公平実現のためには、方向性を見失うことなく的確に対応

し、従前にもまして組織力を最大限に活かした横断的な対応が必要であると痛感した年でございます。

年が明けまして、間もなく所得税・贈与税・個人事業者の消費税の確定申告時期を迎えますが、本年は昨年にも増して、先生方には無料申告相談をはじめ多岐にわたり、ご支援・ご協力をいただけますことを大変心強く思っております。

今年も、2月19日と26日の日曜日に、一部の税務署を除き閉庁日対応を行います。日本橋税務署におきましては、昨年同様、東京国税局会場におきまして相談等を行います。

また、本年の確定申告では、所得税の人的控除の簡素化、年金課税の適正化、消費税の免税点の引下げなどの税制改正の執行年で、これにより申告者数は大幅に増加すると見込まれており、その円滑な執行には皆様方のご協力が不可欠であります。是非、関与先の納税者の方々に対し、適正申告に向けたご指導をお願い申し上げます。

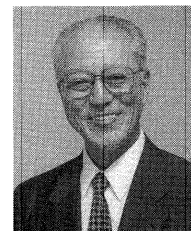
ところで本年は「丙戌（ひのえ・いぬ）」の年です。「丙」は、樹木がたくましく一段と生長することを表しており、「戌」は、不要な枝葉を剪定して根固めするという意味を有し、余分過剰な物事に大蛇を振るい思い切った大整理をし、翌年の一段の成長を期待する年であると言われております。

平成18年の景気が揺るぎなくたくましく一段と成長する一年となることを期待するとともに、東京税理士会日本橋支部の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念いたしまして、新年のあいさつとさせていただきます。



「中小企業の会計に関する指針」について

～この指針が生まれた経緯とその行方～ 川北 博



目次

1. 「指針」公表のいきさつ
2. 中小企業会計基準統合化へのインパクト
3. 「指針」の目的
4. 「会計参与」制度創設との関係
5. 中小企業会計基準の役割
6. 中小企業会計基準適用の対象
7. 「指針」の作成方法
 - ① 会計基準とその限定的適用
 - ② 法人税法で定める処理を会計処理として適用できる場合
8. 「指針」の記載範囲及び適用にあたっての留意事項
9. 今後の展開の予想

1. 「指針」公表のいきさつ

平成17年8月3日、日本税理士会連合会（以下「日税連」という）、日本公認会計士協会（同「JICPA」）、日本商工会議所（同「商工会議所」）、及び企業会計基準委員会（同「ASBJ」）の4団体は、頭書の「中小企業の会計に関する指針」（以下「指針」という）を公表しました。これに先立って次の3団体は平成14年ごろからそれぞれ中小企業の企業会計に関する研究活動の施策を重ね、次のような報告書を公表してきました。

中小企業庁 平成14年6月 「中小企業の会計に関する研究会報告書」

日税連 平成14年12月 「中小会社会計基準」

JICPA 平成15年6月 「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」

このような3団体の活動に併行して、中小企業の会計についての研究教育活動を各地で展開してきた商工会議所が積極的に参加、さらにわが国の企業会計基準の中立的設定機関であるASBJが加わって民間4団体を結集し、オブザーバーとして上掲の中小企業庁だけでなく、法務省及び金融庁を加えて「“中小企業の会計”の統合に向けた検討委員会」を平成17年3月に設置し、建設的作業を重ねて、こ

の「指針」公表に至りました。以下、ここでは指針の目指す会計基準を「中小企業会計基準」ということにします。

2. 中小企業会計基準統合化へのインパクト

上掲団体の一連の動きは、次にあげるような事項が背景となって醸成されてきたとみられます。

- (1) 中小企業にとっても計算書類・会計情報の有用性が高く評価されてきたにもかかわらず、従来その会計基準が明らかでなかったこと
- (2) 平成14年4月から電子媒体における決算公告が商法で認められ、中小企業も自社ホームページ等による計算書類の公開が可能となったこと
- (3) 減損会計、退職給付会計、税効果会計等いわゆる会計ビックバンといわれる新しい会計基準の適用が、中小企業会計とどのような関連をもつかが明らかでなかったこと
- (4) 国際会計基準審議会（IASB）では、会計基準設定主体だけでなく利用者である世界銀行（WB）や金融機関も参加して2006年1月以降中小企業（SME）の会計基準作りを進めようとしていること
- (5) 平成17年6月に新会社法が成立し、来る平成18年5月に施行されることになっています。新・会社法は、会計の原則として「持分会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」（614条）と定めています。この規定は従来の中小企業にとっても商法上計算書類を作成するに際して斟酌することとされている商法総則の「公正ナル会計慣行」（商法32条2項）の規定をわかり易くしたのですが、その具体的指針が広く中小企業にとって必要となってきました。とくに新・会社法に「会計参与」の制度が設けられ、税理士や公認会計士等がその任に当たることとなった場合の中小企業会計基準の明文化の必要が生じてきたこと

3. 「指針」の目的

「指針」の目的は、次の2つを示すことにあると

いられています（指針3）。

(1) 中小企業が計算書類を作成するに当たり拠ることが望ましい会計処理や注記等

すべての中小企業にとって「拠ることが望ましい」という計算書類作成上の努力目標を示しています。一応文言上は任意性があり単なる推奨基準ととられかねませんが、平成18年施行の会社法では計算書類作成基準として認知されることになり、若し、その努力目標に忠実でなかった場合の忠実義務違反や善管義務違反が問題になることは明らかです。

(2) 会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当たり拠ることが適当な会計のあり方

新・会社法では、会計参与が取締役と共同して計算書類を作成する場合の拠るべき会計基準が「指針」であることになりますから、この「指針」の重要性は容易に認識されることになります。

しかし、中小企業といえども、この「指針」によらず、本来の企業会計の基準に従うことはもちろん認められます。

この「指針」によって中小企業の会計のレベルが、大きくステップアップすることがこの「指針」作成に関わった人たちの大きな希望であったに違いありません。

4. 「会計参与」制度創設との関係

新・会社法は、取締役・監査役に加えて新たに「会計参与」を会社の「役員」と定義し、会計監査人とともに株主総会の決議によって選任することとしました。（329条）。

会計参与の有資格者は、公認会計士若しくは監査法人、又は税理士若しくは税理士法人です（333条）。

会計参与の職責権限は、取締役と共同して計算書類を作成することです（375条）。また、報告義務（375条）、取締役会への出席義務（376条）、株主総会における意見陳述権（377条）、計算書類等の備え置き義務（378条）、報酬決定要領（379条）、費用等の請求権（380条）等について、法は具体的に定めています。

要するに会計参与は、計算書類の作成についての会社における最高責任者の立場にあり、会社や第三者（利害関係者）に対して法的責任を負い、株主代表訴訟の対象にもなります（423条1項、847条1項）。すなわち会計参与は会社の計算書類の作

成・保存についての責任者ですから、当然計算書類の作成基準に精通していなければなりません。中小企業の会計の作成基準はいうまでもなくこの「指針」であり、会計参与たる税理士・公認会計士等にとって「指針」に精通することは、場合によってはその運命を左右することになります。

5. 中小企業会計基準の役割

この「指針」ひいては中小企業会計基準は会計参与の機能発揮のために欠くことのできないものですが、しかし、次に述べるように中小企業会計基準の役割は決してそれにとどまるものではありません。

(1) バブル崩壊期までの金融機関の中小企業に対する融資は、比準価格を主体とした市場価格を標準とする不動産担保や経営者の人的連帯保証を主体としたもので、それらの融資が経営者の同族会社である物的会社（株式会社・有限会社）に対するものであっても、事実上は無限連帯責任の人的会社に対するもののようでした。そしてそこには、債務者の適正な計算書類を審査した結果の財政状態や経営成績の実態や将来経営計画の査定などにつき、金融機関自体がないがしろにしてきたのではないと思われる状態がバブル経済崩壊後に露呈しました。そのような悲しむべき実態は、金融機関の不良債権処理のための共同債権買取機構における買取金融債権の評価を担当した適性評価判定委員会委員としての12年間の筆者の経験によっても切実に感じられました。

中小企業会計基準が明らかにされることによって、中小企業の会計情報の信頼性が高まれば、バブル期のような放漫な融資が行われることなく金融機関の融資や金利の決定、融資に代わる直接投資あるいは新株予約権の活用などが適正に行われることになるでしょう。

(2) 計算書類を中心とする会計情報は、企業経営にとって最も重要なインフラであり、経営者は、その的確な情報によって経営戦略を練り、経営方針を定める必要があります。また過去数値としての財政状態（B/S）の把握や経営成績（P/L）の評価にとどまらず、将来にわたるキャッシュ・フローの分析をも経営の判断資料とする必要があります。中小企業会計基準は、それらの作成に役立つ最も信頼するに足る基準です。

(3) 従来ともすれば中小企業は税務を重要な依拠すべき基準としてきました。中小企業の業務を行う税理士や公認会計士あるいは会計参与や企業の経理担当者も、今後は税務のみでなく、会社法を基盤とした中小企業会計基準を実践し、ひいては法令遵守（コンプライアンス）に目配りのできる中小企業の体質を強化することが期待されます。

6. 中小企業会計基準適用の対象

(1) まず公認会計士又は監査法人（会計監査人）の会社法及び証券取引法に基づく監査（いわゆる法定監査）を受ける大会社又は公開会社は、計算書類に係る法令を遵守することはもちろん、証券取引法（財務諸表規則）にも準拠しなければなりませんし、金融庁の規制や企業会計基準委員会の定める会計基準にしたがわなければなりませんから、当然この中小企業会計基準を超える規制を受けることになります。

また、連結財務諸表監査や企業統合関係の成果の監査では、監査対象会社だけでなく、その子会社等についても正規の会計基準に基づいた計算書類や財務諸表を作成しなければなりませんから、当然「指針」に基づく中小企業会計基準の適用対象から除外されます。

すなわち、上述の公認会計士等の法定監査の対象とはならない中小の株式会社が、「指針」— 中小企業会計基準の対象となります（指針4項）。計算書類の公告の義務があり、会計参与制度が創設されたのは株式会社だけで、この「指針」の対象となっているのは本来株式会社ですが、その他の有限会社、合名会社又は合資会社についても、この基準に拠ることが推奨されています（指針5項）。

また、合同会社は、法人税の適用対象であり、株式会社への組織変更も可能ですから、「指針」の適用対象となります。

(2) 「指針」では「適用対象としている会社を中小企業という」としています（指針5後段）。この場合、中小企業ということばは、会社法の定義には見当たらず、「中小企業」というポピュラーな概念を採用しています。この場合個人企業は含まれません。

(3) ところで、「中小企業」とか「中小会社」という概念（ことば）はそもそも何を意味するのか

について確かめておきましょう（注3）。

① 商法特例法1条の2①項に定める区分

大会社：資本金5億円以上又は負債総額200億円以上の会社

小会社：資本金1億円以下かつ負債総額200億円未満の会社

したがって「**中小会社**」は、「資本金5億円未満かつ負債総額200億円未満の会社」ということになります。

② 法人税法上の「中小法人」

法人税法では資本金1億円以下の法人を指すものとしています（法法66条）。

③ 租税特別措置法上の「中小企業」

法人税法の特例が適用される中小企業者を資本若しくは出資の金額が1億円以下の法人（人格のない社団等を含む。）又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人としています（措令5条の3、27条の4）。

④ 税務統計上の区分

大 法 人：資本金1億円以上の法人

中小法人：資本金1億円未満の法人

全法人255万社のうち中小法人約251万社（98.4%＝株式会社98.4%＋有限会社99.9%）

中小法人のうち同族会社約238万6000社（95.1%）

大法人に占める同族会社（35.5%）

7. 「指針」の作成方法

(1) 会計基準は、会社の規模に関係なく、本来一元的なものです。しかし、中小企業の会計基準については「コスト・ベネフィットの観点から、①会計処理の簡便化や、②法人税法で規定する処理の適用が、一定の場合に認められる」と「指針」は述べ、さらに「会計情報に期待される役割として経営管理に資する意義も大きいことから、会計情報を適時・正確に作成することが重要である」と会計情報本来の戦略的位置づけを重視すべきことにふれています。

会計情報は、投資家の意志決定のためあるいは利害関係の利害調整の役割をもっていますが、経営方針決定の為の必要性も考慮さるべきです。

しかし、その為のコスト・ベネフィットの観点から中小企業にはおのずからその会計情報作成には限界があるのです。

「証券取引法による会計基準に縛られること

なく、監査証明を受けない会社の計算書類について、簡便な方法や一定の場合には税法も認められるとする会計指針が、企業会計基準委員会の合意の下に公表されたことの意味は大きいと思われます」と「指針」は述べています。たしかに中小企業会計基準に直接関与する立場ではないASBJがこの「指針」作成に参加したのは、わが国における会計基準一元論の帰趨（つまり何種類もの会計基準があるわけではないということ）を見定めるためだったといっても差支えないと思われます。

(2) 法人税法で定める会計処理との関係

「指針」は、法人税法で定める処理を会計処理として適用できるのは次の2つの場合としています。

- ① 会計基準がなく、かつ、法人税法で定める処理に拠った結果が、経済実態をおおむね適正に表していると認められるとき
- ② 会計基準は存在するものの、法人税法で定める処理に拠った場合と重要な差異がないと見込まれるとき

従来わが国の会計実務は、企業会計原則—商法—税法のトライアングル体制に強い影響をうけてきました。しかし、中小企業はその中でも税法の強い影響下にあり、会計上も許容される税法基準はもとより広く適用される一方、法人税法上の確定決算主義を基礎として、所得計算が行われるとはいえ、税法適用上の有利不利によって会計処理を定めることも多かったようにもみられます。以下の事例のいくつかによってチェックしてみましょう。

a 減価償却費の計上

法人税法上の減価償却費の計上はたいへん便利で、それを継続的に利用することに支障はないように思われます。しかし、税法規定は損金算入限度額を示すもので、継続性違反や未計上や計上不足などについては、規制しません。そこで、利益調整に使われたりします。本来の会計基準では絶対に許されないことです。

b 賞与引当金や退職給付引当金

会計基準は、費用・収益の対応や発生主義による費用計上を厳格に求めています。賞与引当金などの負債性引当金はたとえ税

法上の規定がなくなっても計上しなければ正しい損益計算は出来ません。また、退職給与引当金の規定が税法からなくなっても退職給付引当金を計上しないのでは従業員に対する労働債務を貸借対照表上意図的に簿外債務にすることになります。正しい会計処理が税法上の規制と異なるときは、法人税の確定申告において別表4や別表5などで、所得金額への調整を行えばよいのです。従来ともすれば、「中小企業は税務会計がすべて」という風潮がありましたが、その時代は過去のものとなりつつあります。

c 税務会計をもって企業会計と同一視又は代替できる場合

税務会計が経済実態をおおむね適正に表現しているときや税務会計と企業会計がそれほど乖離していないときつまり重要性がないときには、もちろん両者を同一視してよいことになります。

8. 「指針」の記載範囲及び適用にあたっての留意事項

(1) 「指針」の性格

指針は、「中小企業にとって必要と考えられる」項目について重点的に言及しており、「拠ることが望ましい会計処理や注記等」を示しています。したがって中小企業に余り縁のない中間財務諸表、連結財務諸表、企業結合等については全くふれず、キャッシュ・フロー計算書についてはその作成を要求せず、作成が望ましい、という程度の言及にとどめています。

また、金融商品会計、有価証券会計、税効果会計等会計ビック・パンといわれる新しい会計基準についても、税法上の規定を活用することなどによって中小企業が使い易いように「指針」はその表現を工夫しているようです。

とくに「指針」の適用に当たって記載のない事項については、正しい事実認識にしたがい常に基本的な考え方を重視しなければなりません。

(2) 「指針」各項目の構成

「指針」は各項目ごとに「要点」、「本文」及び「関連項目」の3区分でわかり易く構成されています。とくに「会計指針を適用する際には、より詳細な会計処理について調べる必要がある場合や、法人税法及び法人税法施行令の取扱いを参

照する場合も想定されます。そこで会計指針は、各項目の末尾に「関連項目」として、商法施行規則、会計基準及び法人税法等の該当条項等を示すこととしています。」と述べられているとおり、この「指針」だけですべてを理解することなく広く資料を参照して勉強されることが必要だと思われます。

9.今後の展開の予想

このような背景のもとに「中小企業の会計に関する指針」が公表されるに至ったと思われますが、今後の予定として「会社法は、公布日である平成17年7月26日から起算して1年6ヶ月を超えない範囲で政令で定める日から施行され、これに伴い、会社法施行令及び会社法施行規則が制定されます。これらの政省令が施行された場合には、関係4団体は、適時に会計指針の見直しを行い、必要な改訂をする方針です。」と伝えられています（注）。本稿は、上掲のいきさつに伴う「指針」の目的や構成の特色等について、大所高所からその総論部分について個人的な所見を述べてご参考に供しようとしたものです。どうか本編を基礎としてさらに18項目に及ぶ各論につきましても末尾の参考資料等によってご研究をお願いします。

（注）

1.「中小企業の会計に関する指針」ガイドブック

平成17年12月20日

監修者 日本税理士会連合会

編著者 近畿税理士会調査研究部

本稿、解説の対象は、続編P1～16です（各編は18項目です。P18～321）清文社

2.中央経済社編、新「会社法」詳解、「会計参与制度の創設」鳥飼秀和、P138～148、中央経済社

3.中小企業会計基準と税務会計

—税務会計研究—第16号 平成17年、P3～5

「大会社と中小会社の区分問題」立教大学

坂本雅士

4.「中小企業の会計に関する指針（公開草案）」をめぐって

JICPAジャーナルNo.602 SEP.2005P11～25は

「指針」の全体を理解する上で参考になります。

5.「中小企業の会計に関する指針（案）」の概要

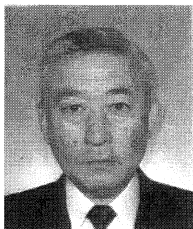
「中小企業の会計」の統合に向けた検討委員会

2005.7.5商事法務1736 P22～31

なお、新しい会計基準（減損会計、税効果会計、金融商品会計〈デリバティブ会計、ヘッジ会計等〉、退職給付金会計、リース会計、ストックオプション会計等）につきましても、税務Q&A誌（税務研究会）のアカウンティング・プラクティス欄に連載し、平成17年末をもっていったん休筆しましたが会社法施行後に教科書にまとめるつもりです。若しすぐに必要な方にはその部分のコピーを差し上げますのでお申し越し下さい。

年男・年女

新春随想



初詣で

山田 弘

皆さま、あけましておめでとうございます。

年が明け、年男として5回目の新年を迎えましたが、「正月」というのは、毎年のことながら、本当に清々しく、穏やかな気持ちになるものです。

近ごろ振り袖姿の女性をとんと見かけなくなり

ましたが、初詣では、相変わらず大変な人出と華やいだ雰囲気であふれています。たくさんの方が、神社やお寺などにお参りをし、今年の「無病息災」「家内安全」「商売繁盛」「合格祈願」など、思い思いの幸せを願い手を合わせます。普段手を合わせる事のない人まで、素直な気持ちになって敬虔なお祈りをするのも正月ならではのことでしょう。

皆さまもそれぞれの思いを胸に、最寄りの神社やお寺などに初詣でに出かけられたことと思います。

人が手を合わせて合掌し、祈る姿は、本当に美しいものですし、祈る人の心も、清々しい気持ち

でいっぱいなのではないでしょうか。

たとえ強い自我やよこしまな気持ちを持っている人であっても、正月に神社やお寺などにお参りに行き、手を合わせて祈るときには、きっと素直な気持ちになっているんだと思います。

ところで、「合掌は幸せ、げんこつ合わすは不幸せ」といわれますが、人は手のひらを合わせているときは喧嘩をしません。合掌し指を合わせているので、「指合わせ、シアワセ」です。一方、げんこつを合わせているのは喧嘩の姿で、関節を合わせているから、「節合わせ、フシアワセ」です。したがって、悪質な事件や事故などが多発、若年化し、どこか殺伐とした近ごろの風潮の中にあつては、特に、手を合わせて祈り、素直な気持ちになることも大切なことではないでしょうか。

今年は、年男という節目に加え、更に還暦という大きな節目に当たります。還暦は、60年で再び生まれた年の干支に還ることから、数え年61歳というそうですが、「人生の折返しという意味だ」という人もおります。折返してまだまだ先まで行きたいとは思っておりますが、まず今年は、税理士開業1年目の年頭に当たり「商売繁盛」、社会人生40年間で身に付いた12キロの贅肉を少しでも減らす努力を誓いつつ「無病息災」、それに、もうひとつ欲張って「家内安全」を願いながら、近所の神社で静かに手を合わせ、清々しい心穏やかな新年を迎えたところです。



戌年に思う

荒井 信明

新年あけましておめでとうございます。

私は、今年6回目の「年男」となります。正直に言って、もうこの年になると「嬉しくもない」と言うのが「本音」であります・・・

私たちの所属する「日本橋支部」はその名の通り東京・日本橋の商業地の中心部にあります。しかし今、特に日本橋税務署がある「堀留地区及び周辺地区」には大きな変化が起きています。5年くらい前には考えられなかったことですが早朝に「お犬様の散歩」をされている方をよく見かけるようになりました。「堀留地区及び周辺地区」は古く

は着物産業、現在は繊維産業・繊維問屋の街です。しかし、今は中国の安価な製品が世界中を席卷し、繊維会社が次々となくなっているのです。その跡にはマンションがどんどんと建設されています。「このご時勢に一体誰が買うのだろう？」と不思議ですが、ちゃんと売れているのです。今のマンションは「ペットと暮らせる」のが常識のようです。それで「ニューリッチ層」と言うのか「勝ち組」とでも言うべく「新中央区民」が「お犬様の散歩」をしているのです。また、日本橋のT百貨店の屋上には会員制でワンチャンが遊べるコーナーまであり、結構繁盛しています。

わたしも、この年になりますと「世の中の変化」についていけません。ここ、中央区ではことしの干支である「犬」は大切にされているようです。

しかし、その一方で飼い主の「都合」で処分されている犬が年間20万頭とか30万頭とかいってニュースで聞いたように思います。日本の人口は1億1千万、そのうちの20万人が、例えば今話題の新型インフルエンザで亡くなったら、それは「事件」かもしれません。しかし人より以上に数の少ない犬が「人の都合で大量に処分」されているのです。

今年の干支の「犬」を家族に加えている方は、どうかご自分の責任で最後まで大切に、一緒に暮らして下さい。自信の無い方は、私のように最初から飼わないで下さい。処分される犬の多くは、ペットショップで高価な代金を払って購入した犬だそうです。お金を出して買った商品が気に入らなかったら、例えば洋服ならタンスの隅に放り込めば済みます。しかし「犬」は「生き物」です。それも人類にとって最初に身近になった動物ではないでしょうか？

戌年の今年、皆さん、今一度「犬と人間との関わり合い」を考え直してみませんか？犬を飼っている方は毎日散歩をしていますか？可愛がっていますか？

一年の計は元旦にあり、愛犬と一緒にゆっくりと正月を過ごされるのもいいかと思います。

最後に、会員の皆様にとりまして、この1年がよりよい年となられますようお祈りいたします。



犬のはなし

渡辺佳門

此の度、年男としての新春随想を求められました。適任とは思いませんが、とりとめのない犬のはなしなど書き連ねてみました。

その前に、私の経歴に少し触れてみますと、昭和9年12月、鹿児島県に生まれ、会社勤めののち、公認会計士試験に合格後、会計事務所をスタートし、現在は長男に殆んどの仕事を任せ、“楽”ではなく“半”隠居の生活を送っています。未だに多くの顧問先が平成大不況の痛手から立直っておりませんが、年頭に当たりますので、かような話題は避け、本題の犬のはなしに入ります。

まず、広辞苑を開いて「犬」を見ますと、「犬」の意に「まわしもの」「くだらないもの」の意を表わす語（犬蓼、犬死）とあります。諺として、「犬に論語」「犬の遠吠え」「犬も歩けば棒に当たる」など不愉快な文字の羅列で、戌年の年男としては慙愧に堪えません。そこで外国では如何かと英和辞典を恐る恐る繰ってみますと、何とここでも犬は悪しざまに言われております。例えば、DOGの意として「卑劣な見下げ果てた男」「ブス」「くだらないだめな物」等。イディオムとしては、「DIE LIKE A DOG（みじめな死に方をする）」「GO TO THE DOGS（だめになる）」「NOT HAVE A DOG'S CHANCE（全く見込みがない）」これでは全世界の犬達も又犬年の我々も全く浮ぶ瀬がありません。そこで、私の趣味の一つである俳句に一縷の望みを託し、歳時記で「いぬ」のついた季語に当たってみますと、「犬蓼の花」「いぬふぐり」がありました。犬蓼の花は赤のまんま又は赤のままと別称もありよく詠まれております。

「この辺の道はよく知り赤のまんま（高浜虚子）」「手にしたる赤のまんまを手向草（富安風生）」鄙びた小さな可憐な花が目に見えよう。しかし、この犬蓼の犬は食用にならないと云う意味で、ここでも何やら蔑視されているきらいがあります。さて、「いぬふぐり」のふぐりはご承知のように「陰囊」のことで、何んとその実の形から出たものと云われておりますが、このいじらしくも可憐な

花にかような残酷な名前をつけた植物学者を呪いたくなります。（牧野植物図鑑では「イヌノフグリ」となっております）そこで「いぬふぐり」の名誉挽回のために美しい句を一つ。「蛸壺の野積の裾に犬ふぐり（篠田梯二郎）」又他にも季語として「アカシアの花」がありますが、これはハリエンジュ又はニセアカシアの花のことで、別名犬アカシアとも呼ばれ差別されております。

「アカシアの花の夜道を馬車に乗る（山田真歩）」情緒あふれる佳句ではありませんか。

どうして犬だけが、かように差別され冷遇されているのでしょうか。念のため他の動物についても広辞苑で当たってみました。さて、虎を見ると、「虎になる」「虎の尾を踏む」「虎を野に放つ」があり、猿を見ると、「猿の尻笑ひ」「猿の人真似」「猿も木から落ちる」があるではありませんか。やはり犬同様、差別語のオンパレードでした。ここで皆様お気づきのように、差別されているのは犬達だけでなく他の生き物達も同じ扱いを受けているようで、犬年の人も決して落胆する必要のないことが判明致しました。

犬年の方々に申し上げます。渋谷駅前には忠犬ハチ公が忠孝の鑑として、又デートの待ち合わせ場所として貢献してくれております。街では朝夕、犬と散歩を楽しむ人の如何に多いことか。犬年の皆様、ここで犬公方と呼ばれた徳川綱吉の時代の到来を夢見ようではありませんか。



還暦を迎えて

佐藤嘉光

支部会員の皆様、明けましておめでとうございます。今年も宜しく願い申し上げます。

私は、1946年1月生まれの戌です。今年は年男・還暦・独立して5年目という節目の年でもありますので、ここで独立してからの5年を振り返り、これからの抱負について書いてみたいと思います。

私は、平成13年4月1日浜町の事務所を再開しました。それまでは、弟の青梅の事務所で一緒に仕事をしていたが、顧問先の減少もあり、2人でするよりも、別々にしようと言うことになり、私は主に都区内の顧問先を引受けて独立しました。

以前は、元帳や試算表の作成は、事務員にやってもらい、私は、出来上がった試算表を税法に照らし合せ検討して、顧問先と話し合うことが主でした。これが独立した日からは、資料の回収から決算書の作成まで何もかも1人でやらなければならなくなりました。当初は、パソコン操作に不慣れなためかなり苦労しましたが、今では遺漏なく出来るようになりました。独立の翌年の夏、不慣れなパソコン操作とストレスにより、左目の網膜剥離の手術を受ける羽目になり、妻も心配して事務所を手伝ってくれるようになりました。それからは、パソコンは妻に半分任せた状態になっていて、欠くことの出来ない存在であり、日々感謝しています。これからも、二人三脚でやっていきたいと思っています。

さて、これからの抱負としては、税理士の社会貢献の1つとして取り上げられている成年後見制度に取り組みたいと思っています。一昨年12月本会の成年後見制度研修会に参加しました。私たちは、税務の専門家ですから、成年後見制度の一部をなしている財産管理は、私たちがもっとも得意とする分野だと思います。しかし現状では、後見人として積極的に活動している人達は、弁護士・司法書士・社会福祉士等であり、私たち税理士は一步遅れているような感じがします。昨年9月、東京家庭裁判所の成年後見人候補者に登録しました。微力ではありますが高齢化社会の役に立ちたいと思います。本会でも更に積極的にこの制度の推進にかかわっていただきたいと思います。

最後になりましたが、会員皆様のご事業のご繁栄とご健勝をお祈り申し上げます。



今年は〇〇〇資格 獲得の年なのだ

濱 洋子

皆さ〜ん、今年のイトはエヌドシで一す！

アレレッ？？イトって糸？エヌドシってN年？これって一体何でしょう。アラ嫌だ！新年早々チャキチャキの石岡っ子（知っている人だけが知っている全国各地に出没し矢鱈に印籠をふりまわし、悪人退治が趣味の印籠ジイサンこと水戸黄門の出身地、水戸の近くのメイン通りがシャッター通り

と呼ばれるそんな寂れた田舎町）であることを御披露してしまったゾ。失敗したかな。まっいいか…。茨城県人である石岡っ子はイとエの発音が逆転してしまうのだ。それが証拠に家の会話は煙突（イントツ）井戸（エド）等々なのだ。（とはいっても今ではこういう方は殆どおりません。念のため）

サー気を取り直してもう一度。

皆さ〜ん、今年の干支は戌年です。（そう漢字で書けば良かったのだ）そう私の年だ。誰がなんと云おうと私の年だ！それが証拠に「年男年女」の原稿を頼まれてこうして書いているではないか！さあさあ遊んでいないで先に急ぎませう。

干支といえば申（きのえ）・乙（きのと）から始まり壬（みずのえ）・癸（みずのと）で終わる十干を上、子（ね）から始まり亥（い）で終わる十二支を下に組合わせたものということは皆様御存知の通りです。

そこで新春苦笑クイズに御参加下さい。

第1問 私の干支は何でしょう。下から選んでください。

- ①申戌 ②名犬 ③丙戌 ④戌戌
⑤駄犬 ⑥庚戌 ⑦迷犬 ⑧壬戌

さあ答は勿論お解りですね。

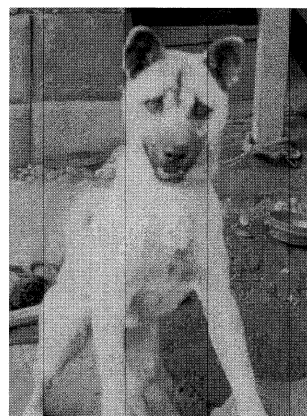
第2問 題字の伏字を当てて下さい。

- ①ヒント：トシオンナの資格です。
②ヒント：九星でいくと九紫火星
（因みに、今年の九紫火星は渋滞運だそうです。）

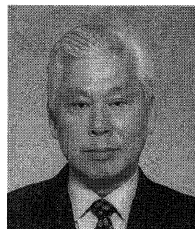
さあここまで来たらもうお解りですね。

昭和21年10月31日生まれの私は9月で国民年金の支払いが終わりになると、はれて年金の受給資格が得られ、愈厚生年金の支給開始！

もう今からワクワクドキドキ、初年金は何に使いましょう？！でもオバカな迷犬ヘマのこと、有頂天になってしまって手続き忘れてしまうかも…。どなたか10月近くなったら「手続完了？」とお声掛けて下さると幸甚に存じます。そう“お出掛けは声かけて鍵かけて”親切なアナタはヘマに声かけて…。



随 筆

マスタース陸上競技
について

岩 本 忠 司

新年明けましておめでとうございます。

世界的な異常気象で「何か変だな」と思いつつも自然には勝てませんので、自己に打ち勝ち元気な生活をするによって社会に貢献したいと思うこの頃です。

テレビ等で時々報道されますが、高齢者が陸上競技で日本記録だとか、世界記録だとか頑張っている姿を見られたことがあると思います。

1980年「日本高齢者陸上競技連合」が創設されてから25年、昨年「社団法人日本マスタース陸上競技連合」が設立登記されました。この組織を母体として各都道府県に（〇〇県マスタース陸上連盟）が組織化されています。

競技内容は男性の場合30才から、女性は25才から5才刻みにグループ化し、お互いの体力・記録を競おうとするものです。

小生は66才、65才～69才のグループに属し競技することになります。千葉県では80才代の参加もありました。

競技種目は長距離を除きほとんどの種目が準備されています。100M走から5,000Mまで・3,000M競歩、フィールドでは走り幅跳び・三段跳び・走り高跳びがあり、投擲では砲丸投げ・円盤投げ・槍投げ等があります。

県大会が4月ごろ、関東大会が7月ごろ、8月には全国大会が昨年場合は大阪で開催されました。この後アジア大会→世界大会と参加される方がいらっしゃるようです。

陸上競技は瞬発力が要求され日頃の練習が出来ていないと思いきり走ったり、投げたり怖くて出来ません。恒常的な練習もほとんどせず昨年4月、千葉県大会に3種目エントリーして、結果は惨憺たるものでした。

100m走 17秒26 (12秒93)

3000m競歩 22分31秒34 (16分14秒16)

砲丸投げ 8m17 (9m95)

()内は千葉県の同グループの大会記録です。元陸上選手がたくさん参加されていることは確かですが“参加することに意義有り”で出かけております。70代・80代になれば個人的体力差が具現化してくるのではないかと思います。

マラソンは42kを時速20kで走って2時間6分を要します。競歩は時速10k以上のスピードを出さないと上位には入れません。

参加のきっかけは歩くことを出来るだけ心がけようと思い、競歩を考えていたのですがついにて投擲にも手を出してしまいました。

興味ある方は、インターネットで「マスタース陸上」等を検索されるといろいろな情報が得られると思います。各県の事務局にお尋ねになれば詳細を知ることが出来ます。

目標を持って取り組みれば結構面白い競技だと思います。

6年前、年男の寄稿で、老後のキーワードは3大不安要素「健康不安」「経済不安」そして「孤独不安」の三つを取り上げました。

健康不安に対しては継続的な運動の実行、すなわち「強いスポーツ」ではなく「根気よく続けるスポーツ」を指向すべきと述べましたが逆行して取り組んでいるのではないかと反省しています。

これからの人生はまず健康・そして往生際はピンピンコロリ (PPC) という人生にしたいものです。

孤独にならず楽しくスポーツし、酒を飲み、仕事もしましょう。

会員各位のご健勝を祈ります。



各部だより

[総務部]

平成17年9月支部幹事会報告

議長：浅野副支部長

I 開催要領

1. 日時 平成17年9月15日（木）
☆執行部会10：00～10：30
☆幹事会 10：30～12：00
2. 場所 日本橋支部会議室
3. 審議事項前に「日税サービス」「大同生命」から説明があった。

同じく河原支部長より幹事以外で情報システム委員に委嘱した先生を代表し出席した安田先生に委嘱状が渡された。

II 審議事項

- 1.日本橋税務署ならびに中央都税事務所との定例連絡協議会の開催日時および提案議題の策定
 - (1) 日本橋税務署 第28回定例連絡協議会
平成17年10月20日（木）
対象は日本橋支部会員全員
 - (2) 中央都税事務所との税務懇談会
平成17年11月10日（木）
対象は支部長、副支部長、総務・研修・広報・経理・渉外対策部長（当番支部：日本橋）
 - (3) 質問・要望事項の提出状況
大矢総務部長より報告があり承認。
- 2.常会開催日時および運営方法
平成17年10月20日（火） 午後1時から2時
大矢総務部長より報告があり、式次第の「各部からの報告」に経理部を追加する事で承認。
- 3.新入会員説明会開催日時および運営方法
平成17年10月4日（火） 午後3時から
大矢総務部長より報告があり、午後3時から説明会、午後4時30分から懇親会を行う事で承認。
- 4.署との拡大定例連絡会（本日）出席者確認の件
大矢総務部長より報告があり、出席確認が行われた。
- 5.第一ブロック支部連絡協議会（10/5）の実施（議題・出席役員など）
河原支部長より報告があり、以下10名参加で承認。

河原支部長、中島副支部長、浅野副支部長、吉村副支部長、池上副支部長、大矢総務部長、栗原厚生部長、若狭経理部長、坂下厚生副部長、笠倉総務副部長

6.税を考える週間行事相談会要員数等の策定

平成17年11月11日（金）午前10時から午後4時まで
河原支部長より報告があり、以下14名参加で承認。

◎日本橋三越

午前 佐々木幹事、福本広報部長、下村幹事、中島副支部長、若狭経理部長
午後 嶋本研修副部長、秋元幹事、浅井渉外対策部長、浅見理事、坂下厚生幹部副部長

◎ロイヤルパークホテル

河原支部長、大矢総務部長

◎日本橋プラザ 吉村副支部長、岡田研修部長

7.日税連評議委員推薦について

河原支部長より報告があり、池上副支部長、中島副支部長、吉村副支部長を推薦する事で承認。

8.事務局備品購入（シュレッダー）について

若狭経理部長により購入についての報告があり、予備費より購入する事で承認。

9.その他

福岡幹事より、3月16日から3月31日までのいずれかの日に税務相談会を実施できないか検討の要望が税務署からきていることが報告された。

III 報告事項

1.八団体日本橋税務署新旧幹部歓送迎会（7/22）の件

河原支部長より、参加の旨の報告がされた。

2.日本橋税務懇話会（7/29）の件

河原支部長より、参加の旨の報告がされた。

3.協同組合支所役員協議会（8/4）の件

若狭経理部長より、補助金の経理方法について要望があった事が報告された。

4.日生、東税協との業務推進協議会（8/22）の件

中島副支部長より、保険の協力の依頼があった事が報告された。

5.署との定例連絡会（8/23）の件

河原支部長より、消費税についての協力依頼

があったことが報告された。

6.その他

河原支部長より、東税健保の委員に吉村副支部長を推薦した事が報告された。

Ⅳ 各部報告

①総務部 特になし

②研修部 岡田研修部長より、9/16、9/20、10/3、10/28、11/16に研修会が実施される事が報告された。

③広報部 福本広報部長より、9月中旬に広報107号が発行される事の報告及び名橋「日本橋」保存会の説明会参加の依頼がされた。

④厚生部 栗原厚生部長より、10/25、12/6にTNG会、11/17にボーリング大会、10/15にカラオケ発表会、10/12にテニス大会、11/11に桜友会のコンペが開催される事の報告及び、9/9に実施された野球大会、9/14に実施されたTNG会の報告がされた。

⑤組織部 田村組織部長より、連絡員継続の委嘱状に関する報告がされた。

⑥経理部 若狭経理部長より、10月の中間監査に関する報告がされた。

⑦綱紀監察部 特になし。

⑧渉外対策部 浅井渉外対策部長より、無料相談、記帳指導及び消費税の講師依頼に関する報告がされた。

Ⅴ 理事会報告

宮川理事より、9月9日（金）開催の第5回理事会の報告がされた。

Ⅵ 委員会報告

①法対策委員会、特になし。

②情報システム委員会、中島情報システム委員長より、幹事以外の安田先生、赤坂先生、湯田先生、浜川先生、成田先生に委員を委嘱した事が報告された。

平成17年10月支部幹事会報告

議長：池上副支部長

Ⅰ 開催要領

1.日時 平成17年10月14日（金）

☆執行部会 10：00～10：30

☆幹事会 10：30～12：00

2.場所 日本橋支部会議室

3.審議事項前に「あんしん財団」「中央三井信託」から説明があった。

Ⅱ 審議事項

1.日本橋税務署ならびに中央都税事務所との定例連絡協議会の開催日時および提案議題の確認

(1) 日本橋税務署 第28回定例連絡協議会

平成17年10月20日（木）

対象は日本橋支部会員全員

河原支部長より報告があり、5件の質問及び要望事項に高橋幹事の質問要望事項1件を追加し、岡田研修部長の質問要望事項については当日本人が確認する事で承認。

(2) 中央都税事務所との税務懇談会

平成17年11月10日（木）

対象は、副支部長、総務・研修・広報・経理・渉外対策部長・総務副部長（当番支部：日本橋）

河原支部長より報告があり、法人事業税都民税7件、固定資産税4件、その他3件の質問及び要望事項に、福本広報部長の質問要望事項1件追加して提出する事で承認。

宮川理事より、法改正案件については整理したほうが良いのではとの提案がされた。

2.常会開催日時及び運営方法の確認

平成17年10月20日（火）午後1時から2時

河原支部長より報告があり、大矢総務部長の司会で行う事で承認。

3.税を考える週間行事相談会要員数等の確認

平成17年11月11日（金）午前10時から午後4時まで

河原支部長より報告があり、別紙担当者で行う事で承認。

河原支部長より、ロイヤルパークホテルでのパネルディスカッションへの参加依頼がされた。

4.平成17年度支部間連携実施要領の件

河原支部長より、他支部への応援要請について「支部間連携実施要綱」の説明がされた。

5.平成17年度各種無料相談担当者募集の件

浅井渉外対策部長より報告があり、参加申込書に支部間応援を含む旨を記載して書面を会員に送付する事で承認。

6.平成17年度確定申告無料相談新聞折込広告の件

浅井渉外対策部長より報告があり、本年も昨年同様の新聞折込広告を行う事で承認。若狭経理部長より、予算内で作成する旨の報告がされた。河原支部長より、他支部配達区域について神田及び京橋の両支部長には連絡済の報告がさ

れた。

7.緊急連絡網班長、副班長委嘱の件

田村組織部長より報告があり、住所変更等があった者を除き班長及び副班長の変更をしない事及び連絡表については、後日送付する事で承認。

8.中央区租税推進協議会加入および講師追加募集の件

中島副支部長より報告があり、中央区租税推進協議会に加入する事で承認。租税教育講師追加募集についての申込は事務局で行う旨の報告がされた。

9.納税表彰式参加役員確認の件

平成17年11月15日（火）午後3時から6時

河原支部長より出席確認が行われ、37名参加で承認。

10.その他

河原支部長より、東京税理士会広報室からの「報道関係者の紹介依頼について」の別紙が渡され説明がされた。

III 報告事項

1.拡大定例連絡会（9/15）の件

河原支部長より、開催の旨の報告がされた。

2.暮らしと事業のよろず相談（10/1）の件

高橋幹事より、税理士8名参加（10時から4時まで）で行われた事が報告された。

3.新入会員説明会（10/4）の件

河原支部長より、24名出席で行われた事が報告された。

4.第一ブロック連絡協議会（10/5）の件

中島副支部長より、「厚生部活動」をテーマに行われた事が報告された。

5.日本橋税務懇話会（10/11）の件

河原支部長より、社団法人青色申告会への対応を中心に行われた事が報告された。

6.その他

河原支部長より、退職金共済加入促進の依頼があった事が報告された。

IV 各部報告

①総務部 特になし

②研修部 岡田研修部長より、9/20、10/3の研修会及び10/20、10/24、10/28の研修会開催についての報告がされた。

③広報部 福本広報部長より、広報107号の訂正及

び108号新年1月発行についての報告がされた。

④厚生部 栗原厚生部長より、10/13野球部試合、10/15カラオケ発表会、10/12テニス部大会、10/21ゴルフ部支部対抗戦についての報告がされた。

⑤組織部 特になし

⑥経理部 若狭経理部長より、11月に中間監査が行われる事が報告され、石川経理副部長より、電子申告の届出が完了した事が報告された。

⑦綱紀監察部 星野綱紀監察部長より、10/13に日本橋税務署と「にせ税理士問題」で協議が行われる事が報告された。

⑧渉外対策部 浅井渉外対策部長より、商工会議所から消費税の講師依頼及び税務署からの青色申告の講師依頼について報告がされた。

V 理事会報告

浅見理事より、10月12日開催の第6回理事会の報告がされた。

VI 委員会報告

①法対策委員会 池上副支部長より、9/30に事務所宛に送付した資料について11/22までに提出の依頼がされた。

②情報システム委員会 中島副支部長より、支部ホームページに消費税の相談会の開催を掲載する事が報告された。

平成17年11月支部幹事会報告

議長：吉村副支部長

I 開催要領

1.日時 平成17年11月9日（水）

☆執行部会 10：00～10：30

☆幹事会 10：30～12：00

2.場所 日本橋支部会議室

3.審議事項前に「日本生命」「三井住友銀行」から説明があった。

吉村副支部長より、税政連の口座振替の依頼。

II 審議事項

1.税理士記念日、確定申告無料相談担当者の決定の件

大矢総務部長よりの報告で、三越の相談員については以下10名で承認。

午前 木下理事、福本広報部長、中島副支部長、浅井渉外対策部長、吉村副支部長

午後 小早志幹事、秋元幹事、浅見理事、蟻坂幹事、高橋幹事

確定申告無料相談の担当税理士については執行部で決定し連絡した。

確定申告無料相談担当者

- 3/1 (水) 大矢勝昭 渡辺春樹 桜井利一
服部聰明 入船駿一 山崎健
- 3/2 (木) 岡田昇 秋元淳一 内田孝
瀬田やす子 伊藤孝 皆平弘一
- 3/3 (金) 福本光男 武井マリ子 村上康夫
新沼勝三郎 中村佳子 佐々木則司
- 3/6 (月) 栗原勝 栗原勝 遠藤忠 門脇博
嶋本欣也 赤坂光則
- 3/7 (火) 田村慎太郎 猪俣正明 蟻坂欣一
村田裕 結城昌史 浦川譲
- 3/8 (水) 浅井光政 佐野典子 木下純一
岩田浩一 山崎泰 浅井光政
- 3/9 (木) 星野光一郎 二瓶正之 萩原純子
板橋則雄 高山秀三 浅野雅史
- 3/10 (金) 若狭茂雄 秋元玲子 温井徳子
岩川由美子 高橋美津子 岩本忠司

連絡責任者

中沢勇 福岡敏郎 笠倉純二 大澤昭人
青木久直

2.広域還付無料相談会、派遣者決定の件

大矢総務部長よりの報告で以下の17名参加で承認。

- 2/3 (金) 渡辺春樹 桜井利一 佐藤嘉光
藤本毅郎 青木久直 瀬田やす子
大塚亜希 小田英敏
- 2/16 (木) 山崎泰 武井マリ子 村田裕
結城雅史 高橋美津子 佐野典子
木下純一 岩田浩一 二瓶正之

3.中央都税事務所との税務懇談会（京橋支部と合同）実施の件

平成17年11月10日（木）当番支部 日本橋

大矢総務部長よりの報告で、下記10名参加で承認。

河原支部長、中島副支部長、浅野副支部長、
吉村副支部長、大矢総務部長、岡田研修部長、
福本広報部長、浅井渉外対策部長、若狭経理部
長、笠倉総務副部長

4.忘年会（12/13（火））、新年賀詞交歓会（平成18年1月12日（木））の件

大矢総務部長よりの報告で忘年会を幹事会終了後、賀詞交歓会を明治座で行う事で承認。

5.日本橋税務署長講演会の件

平成17年11月17日（木）午後1時30分より

大矢総務部長より出席確認。

6.第1ブロック部長以上会議・懇親会の件

平成17年11月22日（火）午後4時より

大矢総務部長より参加の確認。

栗原厚生部長より、厚生部活動に事務所職員、
家族の参加を今後も続ける旨の意見を会議で報
告する事の確認。

7.その他

吉村副支部長よりの報告で、金額281,925円の
シュレッダーを購入する事で承認。

Ⅲ 報告事項

1.日本橋税務署との第28回定例連絡協議会、常会の件（10/20）の件

河原支部長より無事修了した事の報告。

2.確定申告無料相談連絡協議会（10/27）の件

中沢幹事より、河原支部長と2人で出席し、支
部間応援の問題について意見交換をした事の報
告。

3.署との綱紀監察連絡協議会（11/8）の件

星野綱紀監察部長より、小出幹事と2人で出席
し、ニセ税理士問題について意見交換をした事
の報告。

4.その他

Ⅳ 各部報告

①総務部 大矢総務部長より、11/15納税表彰式
12/13忘年会についての報告。

②研修部 岡田研修部長より、今後の研修会日程
について報告。

③広報部 福本広報部長より、広報新年号につい
て報告。

④厚生部 栗原厚生部長より、各部の成績及び今
後の予定について報告。

⑤組織部 特になし

⑥経理部 若狭経理部長より、17年度会費未収者
について報告。

⑦綱紀監察部 星野綱紀監察部長より、支部会費
長期滞納者について報告。

⑧渉外対策部 浅井渉外対策部長より、消費税講
師依頼について報告。

Ⅴ 理事会報告

宮川理事より、第7回理事会（11月8日開催）に
ついて報告。

Ⅵ 委員会報告

①法対策委員会

池上法対策委員長より、意見書の提出について報告。

②中島情報システム委員長より、協力推進委員についての報告。

平成17年12月支部幹事会報告

議長：中島副支部長

I 開催要領

1.日時 平成17年12月13日（火）

☆執行部会 15：30～16：00

☆幹事会 16：00～17：30

2.場所 日本橋支部会議室

II 審議事項

1.新年賀詞交歓会の件

平成18年1月12日 午後5時から

2.日本橋税務署への新年挨拶の件

平成18年1月5日（木）午前11時 支部長・副支部長・本部理事・総務部長

3.日本橋青色申告会との二者協定締結の件

平成17年度確定申告期、税務署閉庁日の無料相談・支部間応援者の決定

4.閉庁日の無料相談

2/19（日）大矢勝昭

5.八団体合同賀詞交歓会の件

平成18年1月30日（月） 午後4時30分

6.事務局年末年始の件

12月28日午後から1月4日までお休み

7.役員忘年会開催の件

8.支援センター担当者募集の件

9.支部間応援

蒲田支部

3/2（木）若狭茂雄 3/6（月）中島美和

3/7（火）新沼勝三郎

日野支部

1/27（金）大矢勝沼 大澤昭人

1/30（月）山崎 泰 高山秀三

1/31（火）木下純一 佐野典子 村田 裕

2/9（木）福岡敏郎 岩川由美子

2/13（月）佐々木則司 浅野雅史

日本橋税務署との拡大定例連絡会

日時 9月15日（木） 午後1時15分～午後2時15分

場所 日本橋税務署6F会議室

税務署第一統括官以上と支部幹事会構成メンバーとの合同意見交換会が行われた。

署からの連絡事項

○管理部門

振替納税の拡大について

○個人部門

平成18年分消費税新規課税事業者の届出の提出について

税理士会が行う「無料申告相談」の拡大実施について

○資料情報担当

法定資料が光ディスクで提出できる旨の報告

○源泉所得税担当

源泉所得税の未納照会の回答について

○総務課

e-Taxの利用について

税理士会からの連絡事項

各部長から部活等について説明した。

日本橋税務署と第28回定例連絡協議会

日時 10月20日（木） 午前10時30分～12時

場所 日本橋税務署6F会議室

税務署第一統括官以上と支部会員との意見交換が行われた。

署からの連絡事項

○管理部門

振替納税の拡大について

○個人部門

平成18年分消費税新規課税事業者の届で出書の提出について

税理士会が行う「無料申告相談」の拡大実施について

○資料情報担当

法定資料が光ディスクで提出できます

○源泉所得税部門

源泉所得税の未納照会の回答について

○総務課

e-Taxの利用

税理士会からの連絡事項

各部長から部活動について説明した。

支部常会

日時 10月20日（木） 午後1時～2時

場所 日本橋税務署6F会議室

支部長挨拶

支部の最近の状況説明

各部・各委員・本部理事より近況報告

日本橋税務署との定例連絡会

日時 12月12日 午前10時30分～11時30分

署幹部と支部幹部とで意見交換が行われた。

税務署から次のような連絡事項が伝えられた。

○管理部門

消費税の振替納税の利用について

○個人課税部門

平成17年分確定申告関係

確定申告書の早期提出について

郵送での確定申告書の提出について

申告書の収受印の押印について

送付された申告書の使用について

閉庁日の対応について

税理士会が行う「無料申告相談」の利用促進

○資料情報部門

提出期限 1月31日（火）

給与所得の源泉徴収票の改正

光ディスク等での提出

○資産税部門

資産税関係添付書類等一覧表の利用について

17年分チェックシート一覧表について

○総務課

e-Taxの状況についてその実態確認を進めている。

支部からは現在の支部でのe-Tax運営状況について報告され意見交換が行われた。

[研修部]

研修会報告

1. 中小企業会計の実務指針

日時 平成17年9月20日

講師 京橋支部会員 柳澤 義一氏

会場 東実健保会館

参加者 92名

2. 新会社法の株式制度と自己株式の会計・税務

日時 平成17年10月3日

講師 日本橋支部会員 小池 正明氏

会場 中央区役所

参加者 115名

3. 法人税、源泉所得税、所得税、資産税の改正点

日時 平成17年10月20日

講師 日本橋税務署 担当官

会場 日本橋税務署

参加者 117名

4. 資本等取引をめぐる法人税実務

日時 平成17年10月24日

講師 麹町支部会員 諸星 健司氏

会場 東京税理士会館

参加者 56名

5. 新会社法

日時 平成17年10月28日

講師 新日本監査法人 公認会計士 太田達也氏

会場 東実健保会館

参加者 120名

6. 年末調整

日時 平成17年11月2日

講師 日本橋税務署 担当官

会場 東実健保会館

参加者 100名

7. 個人・法人の債務整理と破産手続き

日時 平成17年11月16日

講師 弁護士 芳賀 淳氏

会場 東実健保会館

参加者 121名

8. 「実践相続対策と相続時清算課税制度の利用」 CD-ROMによる研修

日時 平成17年12月15日

講師 上野支部会員 木村 金蔵氏

会場 日本橋支部事務局

参加者 25名

[広報部]

平成17年10月19日、税理士会館4階で48支部支部広報部長会議が行われました。

当日は、印刷センター企画制作部部長水嶋清光氏の講演（広報誌の作り方）がありました。引き続き、各ブロックに別れ、意見交換があり、それぞれの苦勞話に皆、納得していました。最後に、全体会議が行われ大変有意義な会議でした。

[厚生部]

＜野球部＞

平成17年9月からの活動状況についてご報告いたします。

◎東京税理士会第100回支部対抗野球大会が9月9日、16日、22日に行われました。皆様の暖かいご

支援、ご声援により98回大会に続いて秋季大会においては2年連続でベスト8に入ることができました。前号で速報として結果だけご報告いたしましたので経過をお知らせいたします。

1回戦板橋支部戦は初回にノーアウト満塁から点を取ることが出来なかった為に、予想以上の接戦となりましたが、2回に引地選手のライトオーバーのホームランなどで3点、3回は深津選手の3塁打からチャンスをつかみ4点を取り、7対7で迎えた最終回にノーアウト2、3塁から赤根選手のサヨナラヒットにより8対7で勝利しました。

2回戦江戸川南支部戦は相手ピッチャーの立ち上がりをもめて、初回に渡辺選手のホームランなど打者14人を送り9点を取り、13対7で勝利しました。3回戦向島支部戦は俊足ランナーの盗塁を相手バッテリーに刺され、機動力が使いづらい展開となりましたが、2回の井上選手のセンター前ヒット、5回の櫻井選手のホームランなどで6点を取り、エース大澤選手のランナーを出しても点を与えない頭脳的なピッチングにより6対3で勝利しました。

4回戦渋谷支部戦は東京会屈指の相手ピッチャーに手を焼いて、なかなかランナーを出すことができず、逆に相手ランナー、バッターにかき回されて9点を取られてしまいました。5回に福本選手のセンター前ヒット、渡辺選手のレフトオーバーのホームランで3点を返しましたが、残念ながら3対9で負けてしまいました。

◎10月13日（木）第1ブロックリーグ5回戦 芝支部戦

税務調査や他の行事日程と重なっている選手が多く、ギリギリの10名程度の参加予定者ではありましたが試合開始時間変更の連絡が徹底できず、試合開始時に9名の選手を集めることができなかった為記録上9対0の負けとなり、他支部から選手を借りて練習試合を行うことになってしまいました。今後このようなことのないように出欠及び連絡事項の確認をしっかりと取ると共に、新入部員の勧誘にも更に力をいれたいと思います。

◎10月31日（月）第100回支部対抗野球大会記念パーティー

第1部は元ロッテのピッチャー村田兆治氏の講演が行われ、プロフェッショナルとしての準備、心構えなど、野球だけでなく我々の日常業務にも大変参考になるものでした。

第2部は会長挨拶で「総会でもこれくらいの人数に集まって欲しい」といった発言があるほど多数の野球部関係者の出席があり、昭和31年から春と秋の年2回50年の歴史の重みを感じるとともに、往年の名選手のことや、忘れられない好プレー珍プレーなどベテランには懐かしい、若い選手には面白い話をたくさん聞くことができました。当支部も第10回（昭和35年秋）と第72回（平成3年秋）の2度優勝してその歴史に名を刻んでいます。

◎11月15日（火）第1ブロックリーグ納会

第1ブロック6チームの野球部役員が集まり、今シーズンを振り返り、来年の抱負を語り合いました。第100回大会も優勝した麴町支部がブロックリーグでも4勝1分で優勝し、日本橋支部は残念ながら2勝3敗で5位に終わりました。

◎12月4日（日）5日（月）納会旅行

今年1年間の反省、慰労そして来年のさらなる飛躍の為、静岡県伊東温泉にてゲスト5名、選手18名の参加にてにぎやかに納会を行いました。翌日はゴールド川奈カントリークラブにてゴルフコンペを行いました。快晴ではありましたが、置いたボールが動いてしまう様な台風並のものすごい強風と寒さの為、9ホール終了でプレー続行不可能となってしまいました。悪条件の中、ただ一人40台のスコアでプレーした福本選手がみごとに優勝しました。

野球部では新入部員の募集を行っています。年齢、野球経験の有無は関係ありません。練習や試合後の一杯は格別です。ぜひ支部事務局までご連絡ください。

＜ゴルフ部＞

原稿の締め切りの関係で前回の会報でお知らせできなかった、第252回T.N.G会（開催日9月14日）の成績からお伝えします。若洲ゴルフリンクスでの成績は、優勝 大澤先生、2位 村上先生、3位 本間先生、BB 清水先生でした。ゴルフ場は日本橋支部から近く、大変便利なロケーションでした。しかし、海に面して作られたコース故に風が強くご参加の先生方もスコアメイクには苦勞なさっていました。参加人数は22名、この回より競技方法を過去のスコアによるハンディ方法に変更しました。

第253回TNG会は、龍ヶ崎カントリー倶楽部で10月25日に参加人数23名で行われました。第251回

で大叩きしその後猛練習した、赤根先生が名誉挽回で見事に優勝。2位 徳田先生、3位 高山先生、BB 清水先生と言う結果となりました。当倶楽部は茨城県の中でも難コースと言われているゴルフ場で、先生方のスコアは伸び悩みました。

第254回TNG会は、初めての土曜日開催のコンペでした。11月26日、浦和ゴルフ倶楽部で参加人数が23名での開催となりました。開催のお知らせ後すぐに定員の6組分の応募があり、さすがに休日開催と思われました。しかし、その後キャンセルが相次ぎましたが、最終的に定員で開催することが出来ました。優勝は関口先生、以下2位 岡田先生、3位 吉村先生、BB 大澤先生という結果となりました。

本年も出来るだけ多くの先生方が参加して頂けるように、名門コース、日本橋支部から近いコース、休日の開催などを企画していきます。本年も宜しくお願い致します。

＜テニス部＞

最近テニス部に新しい会員が加わりました。練習は品川プリンスホテルの裏にあるインドアコートで、プロのコーチ（松岡氏）による指導のもと、各自の技量に沿って実力アップを目指していますので、新しいメンバーにコーチのやる気もアップです。

昨年11月4日、東京税理士会秋季テニス大会が都立有明テニスの森庭球場で開催されました。日本橋支部からは男子W1組、混合W2組が参加し、混合W2位グループで中島・上平チームが優勝、男子W4位グループで石川・青木チームが3位となりました。

今年も5月・10月・11月に東京税理士会のテニス大会が予定されています。それに備えて、毎月品川で練習を予定しています。新入会員大歓迎。あなたも良い汗流して美味しいビール、体験してみませんか。希望者は、支部事務局まで。

＜囲碁部＞

支部の秋季囲碁大会は、12名の参加を得て、11月11日に支部会議室で開かれました。かねての研鑽を十分に発揮せんものと肩に力が入る人、定石よりも口で勝とうとする人等々。それでも待ったをする人はいませんでした。結果は次のようになり、済んでから反省会を開いて、今後の棋力向上を検討しました。

	A組	B組
優 勝	鈴木 義彦 七段	谷 義久 二段
準優勝	谷本 滋郎 八段	伊藤 文夫 三段
1 位	榊 邦弘 四段	大久保速雄 三段

12月12日には、日本棋院の柴田寛二四段による指導碁（三面打）を行いました。結果は1勝10敗で、皆さんそれぞれ仕事が忙しかったのではないかと思います。捲土重来、この次は頑張りましょう。

平成18年3月以後の日程は、支部大会3月29日、月例会4月14日、5月14日、6月28日です。参加をお待ちしています。

＜ボーリング大会報告＞

日時 平成17年11月17日

場所 後楽園ボーリング場

参加人数 8事務所 27人

恒例の日本橋支部ボーリング大会が上記のとおり行われました。

年々参加者が少なくなるのが残念ですが、開始時間を6時以降にするとか、方法を今後考えようと思います。健康スポーツとして長く継続して行くことを願っています。

【成績】

団体優勝	岡 本 事 務 所
2 位	渡 部 事 務 所
3 位	河 原 事 務 所
個人優勝	岡 本 昭 夫

〔綱紀監察部〕

以下の会議が開催されました。

1.支部と署の綱紀監察連絡協議会

と き 平成17年11月8日

ところ 支部事務局

出席者 日本橋税務署より宮本副署長、川邊総務課長、日向課長補佐、芝税務署より笹崎税理士専門官 支部より星野、蟻坂、小出。

議 題

(1) にせ税理士の実態

笹崎税理士専門官より①他の士業者 ②現、元の事務所職員③コンサルタント、記帳代行業者による最近の事例が紹介された。

(2) 予防対策等

①税務調査が効果的（調査には税理士

本人の立会いを望む)

②税理士証票、バッチの所持、申告書への自署押印。

(3) その他

①税務署員に税理士法の研修を行っている。

②各税理士が職員に対して税理士法を周知させる様に。

2.第一ブロック部長以上会議

と き 平成17年11月22日

ところ 都道府県会館

出席者 担当副支部長、部長

議 題

税理士証票の確認点検の実施状況等について

(1) 支部実施状況

(2) 大規模税理士法人への対応策

(3) 未点検者への対応

3.第一、二、四、七ブロック綱紀監察合同会議

と き 平成17年12月14日

ところ 東京税理士会館

出席者 会長、本部役員、24支部の支部長と担当者及び東京国税局より税理士監理官他、24税務署の担当者等の出席による。

議題

(1) 綱紀部からの報告

(2) 業務侵害監察部からの報告

(3) 東京国税局の方針

(4) 税務署からの報告

(5) 支部からの提言

金子会長、山口税理士監理官の挨拶及び各部報告に続き、小野東京国税局総務課長補佐より悪質な、にせ税理士行為を厳しく取り締まると共に、局、署において税理士法に関する職場研修を実施していること、確定申告時期には「にせ税理士防止月間」の設置、納税者への広報、税務署窓口での身分確認等などを行っている旨の報告があった。

なお、税理士専門官及び署担当者から3件のにせ税理士行為等について具体的な説明、報告があった。

※お知らせ

平成15年度～平成17年度の証票点検未済者を対象に3月24日(金) 10:00～16:00支部会議室にて証票点検を行います。

〔渉外対策部〕

日本橋法人会、商工会議所及び日本橋税務署等からの依頼を受けて、税務相談及び説明会等のための会員派遣を次のとおり実施いたしました。担当の先生方にはご支援、ご協力をいただきましてありがとうございました。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

平成17年実施日	会 場	担当税理士
9月 7日(水)	法人会事務局	上中 澄雄
9月14日(水)	〃	原 幸
9月21日(水)	〃	井上 孝史
9月28日(水)	〃	中島 美和
10月 5日(水)	〃	福岡 敏郎
10月12日(水)	〃	中沢 勇
10月19日(水)	〃	星野光一郎
10月26日(水)	〃	蟻坂 欣一
11月 2日(水)	〃	高橋美津子
11月 9日(水)	〃	若狭 茂雄
11月16日(水)	〃	原 幸
11月30日(水)	〃	坂元 左
12月 7日(水)	〃	星野光一郎
12月14日(水)	〃	上中 澄雄

○商工会議所本部からの依頼分

平成17年実施日	会 場	担当税理士
9月 6日(火)	中小企業センター	佐々木則司
9月 30日(金)	〃	湯澤 勝信
10月21日(金)	〃	佐々木則司
11月11日(金)	〃	高橋美津子
12月 2日(金)	〃	高橋美津子
12月27日(火)	〃	佐野 典子

《改正消費税「個別」指導相談会》

○商工会議所中央支部からの依頼分

平成17年実施日	会 場	担当税理士
11月 2日(水)	日本橋支部会議室	福岡 敏郎
11月 8日(火)	〃	新沼勝三郎
11月18日(金)	〃	井上 健治
11月25日(金)	〃	木下 純一
12月 2日(金)	〃	中沢 勇
12月 6日(火)	〃	二瓶 正之
12月14日(水)	〃	原 幸

《消費税説明会》

平成17年実施日	会 場	担当税理士
----------	-----	-------

10月12日（水）	日本橋公会堂2階	木下 純一
〃	〃	福岡 敏郎
10月14日（金）	〃	井上 健治
〃	〃	新沼勝三郎

《消費税「個別」相談会》

平成17年実施日	会 場	担当税理士
12月 5日（月）	日本橋支部会議室	新沼勝三郎
〃	〃	佐々木則司
12月 7日（水）	〃	岩本 忠司
〃	〃	岩川由美子

《税法説明会、青色決算説明会》

○日本橋税務署からの依頼分

平成17年実施日	会 場	担当税理士
12月 8日（木）	日本橋税務署6F	原 幸
12月 9日（金）	〃	若狭 茂雄 （敬称略）

各支部での研修で利用できる教材を提供しようとするものであった。会場には

- ①インターネット&メール相談室
- ②デジカメ関連・名刺作成・USBメモリ活用相談室
- ③ペーパーレス相談室
- ④LANセキュリティー・データバックアップ相談室
- ⑤TAINS相談室
- ⑥購入から初期設定なんでも相談室
- ⑦電子申告相談室

以上7つのブースが用意され、それぞれテーマに沿った研修が行われた。

日本橋支部情報システム委員会は、研修部と協力しIT関連の研修を予定しているが、今回のフォーラムの内容も参考にしたい。

（委員長 中島美和）

【法対策委員会】

- (1) 本会法対策委員会と支部法対等との合同会議が下記のとおり行われました。

開催日 平成17年9月30日（金）

場 所 税理士会館4階会議室

議 題

- ①支部法対等への課題検討依頼
- ②本会法対策委員会より報告事項

- (2) 平成17年10月6日 本会法対策委員会より依頼のあった任意課題、統一課題についての意見を幹事、相談役に依頼した。

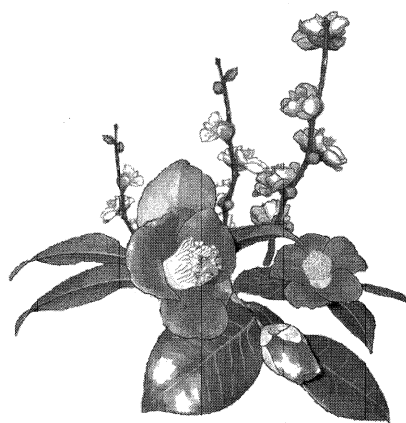
- (3) 平成17年10月29日 上記の課題検討（任意課題）…平成19年度税制改正及び税務行政に関する意見を整理し本会に提出した。

- (4) 平成17年10月25日 上記の課題検討（統一課題）…個人所得課税に関する論点整理についての意見を整理し本会に提出した。

【情報システム委員会】

平成17年12月13日（火）税理士会館において、東京税理士会情報システム委員会（以下、本会情シス）が主催する『税理士業務に特化したパソコン入門』と題するフォーラムが開かれた。当日は支部幹事会と重なったため、秋元玲子委員に出席をお願いした。

今回のフォーラムは、本会情シスの「集合型研修から少人数の支部研修へ」という方向性のもと、



カラオケ部20年の歩み

歌舞音曲部長 中島重敏

昨年10月15日（土）第20回カラオケ発表会を無事盛大に開催することが出来ました。20年間支部会員の皆様の御支援に対し厚く御礼申し上げます。

昭和59年の幹事会で、小生が歌舞音曲部長に指名され、その年の11月より毎月月例会を開催、当初は毎年「カラオケ発表会」とゴルフ旅行を行っ

ていましたが平成4年以降は発表会のみとなりました。

発表会の内容につきましては別表「カラオケ発表会一覧」「支部会員出演者一覧」を御覧下さい。出演者には懐かしい名前の方も出ております。

（裏表紙に写真掲載）

カラオケ発表会一覧

回	同好会のついで	年月日	場所	支部長	ゲスト	司会	支部会員数	会員外	フィナーレ	進行役
1		昭和61年9月13日	新富ホール	茂木元次郎	揚羽家十世子	岡本昭夫 牧野良子	14名(2曲)	——	日本橋の歌	——
2		昭和62年9月12日	〃	〃	平尾昌晃	岡本昭夫 高井純江	15名(2曲)	——	〃	——
3		昭和63年10月15日	〃	〃	漫才セーラーズ（月見花見）	〃	17名(2曲)	——	〃	——
4		平成1年10月14日	〃	渡部 至	歌謡ものまね 志田憲一	〃	15名(2曲)	——	〃	——
5	(1)	平成2年10月20日	日本青年館	〃	平尾昌晃	〃	18名(1曲)	(はながさ踊り) 同好会各部	——	——
6		平成3年10月12日	新富ホール	〃	津軽三味線、尺八	〃	17名(1曲)	他支部10名	——	——
7		平成4年10月3日	東税健保会館	〃	キングレコード 本田のり子 松晃斎小天華	〃	19名(1曲)	他支部10名	——	柳亭きん楽
8		平成5年10月16日	〃	井上 保	キングレコード 佐伯みどり	〃	18名(1曲)	京橋支部協賛 同支部12名	——	〃
9		平成6年10月15日	〃	〃	余 明 劉 継 紅	岡本昭夫 安田京子	17名(1曲)	第1ブロック12名	——	〃
10	(2)	平成7年10月7日	日本青年館	〃	太鼓、ティンカーベルズ セイラーズ（おかめ照子）	〃	16名(1曲)	——	——	——
11		平成8年10月12日	東税健保会館	副支部長 増田昌弘	はたけんじ	〃	18名(1曲)	他支部7名	——	——
12		平成9年10月13日	〃	増田昌弘	麹町支部バンド（住谷通人） フラメンコ舞踊	〃	21名(1曲)	他支部2名	——	——
13		平成10年10月10日	〃	〃	江戸川北支部バンド（林正己） 八王子車人形（西川古柳）	〃	17名(1曲)	他支部6名	——	——
14		平成11年10月2日	〃	〃	柳沢慎一 林家今丸（紙切り）	〃	17名(1曲)	他支部3名	——	——
15	(3)	平成12年10月21日	日本橋公会堂	〃	神田支部バンド（原克己） 余 明、劉 継 紅	岡本昭夫 高橋美津子	17名(1曲)	他支部7名	日本橋の歌	——
16		平成13年10月31日	東税健保会館	神作 亨	松晃斎小天華 岡ひろし 松晃斎無添加	〃	17名(1曲)	他支部4名	——	——
17		平成14年10月19日	〃	〃	浅草民謡酒場「追分」スタッフ 門広有里とその仲間	〃	19名(1曲)	他支部5名	——	——
18		平成15年10月18日	〃	河原邦文	ジャズダンス（田村曉美） アイリッシュ	若狭茂雄 高橋美津子	21名(1曲)	他支部3名	——	——
19		平成16年10月23日	〃	〃	フラメンコ（ラス・クラベンス）	〃	19名(1曲)	他支部4名	——	——
20		平成17年10月15日	〃	〃	ティンカーベルズ アイリッシュ	〃	19名(1曲)	他支部4名	日本橋の歌	——

支部会員出演者一覧 (○は出演、司は司会)

(敬称略)

	氏 名	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回	13回	14回	15回	16回	17回	18回	19回	20回
1	増田 昌弘	○	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	○	○	-	○	-	-	○
2	石川 裕之	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-
3	中村 秀三	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	吉田 増雄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	板橋 則雄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	牧野 良子	○司	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	三枝 智	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
8	細野 矩男	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-
9	伊藤 文夫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	真鍋みさ子	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	三宅 宗文	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	若狭 茂雄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○司	○司	○司
13	岡本 昭夫	○司	○司	○司	司	司	司	○司	○司	司	司	司	司	司	司	司	司	司	-	-	-
14	中島 重敏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15	中島 美和	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○
16	大島政二郎	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	兼子 昭治	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	湯ノ上光昭	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19	佐藤 嘉光	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○
20	高井 純江	-	司	司	○司	○司	○司	○司	○司	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	谷本 滋郎	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22	長島 敬一	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23	河原 邦文	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24	福本 光男	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25	稲野辺敬義	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	大橋 秀行	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-
27	宮川 雅夫	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
28	坂元 左	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○
29	岩本 忠司	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
30	荒木 慶幸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
31	渡部 至	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-
32	神作 亨	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	○	○	-	-
33	安田 京子	-	-	-	-	-	-	-	-	司	司	司	司	司	司	-	-	-	-	-	-
34	石原 光義	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
35	高橋美津子	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	司	司	司	司	○司	○司
36	永瀬 隆敏	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-
37	藤山 清春	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○
38	濱 洋子	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○
39	大澤 昭人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○
40	鈴木 毅	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○
41	佐々木則司	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○
42	渡辺 英樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-
43	佐野 典子	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
	合計	14名	15名	17名	15名	18名	17名	19名	18名	17名	16名	18名	21名	17名	17名	17名	17名	19名	21名	19名	19名



ひとりでも多くの会員の皆様のご参加をお待ちしています。
毎月の例会の参加申込は支部事務局にお問い合わせください。

中央都税事務所からのお知らせ

◎4月から自動車税の月割計算が変わります

現在、自動車税は、引越しや車の売買などにより、県域を超える自動車の転出入があった場合、月割計算によって還付や新たな課税を行っています。

4月1日から、年度中に県域を超える自動車の転出入があった場合の自動車税については、月割計算による還付や課税が廃止されます。

したがって、4月1日現在車検証に記載されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に1年分の自動車税が課税されることとなります。

【問い合わせ先】

中央都税事務所総務課相談広報担当

電話 03-3553-2151

◎2月は固定資産税・都市計画税第4期分の納期です（23区内）

—23区内に土地・家屋・償却資産をお持ちの方へ—

いつまでに納めるの？



2月28日（火）まで

どこで納めるの？

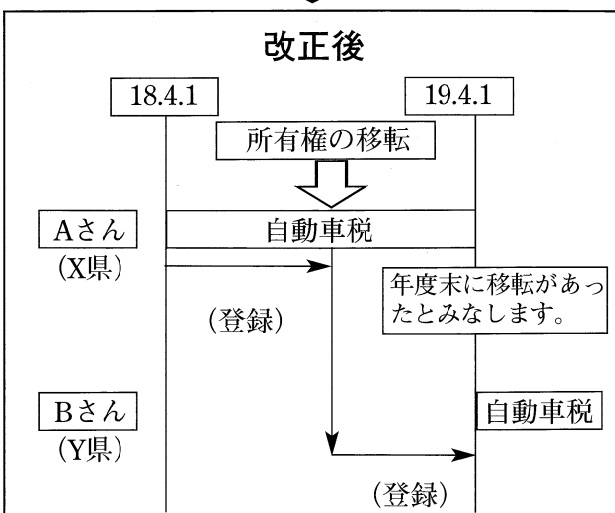
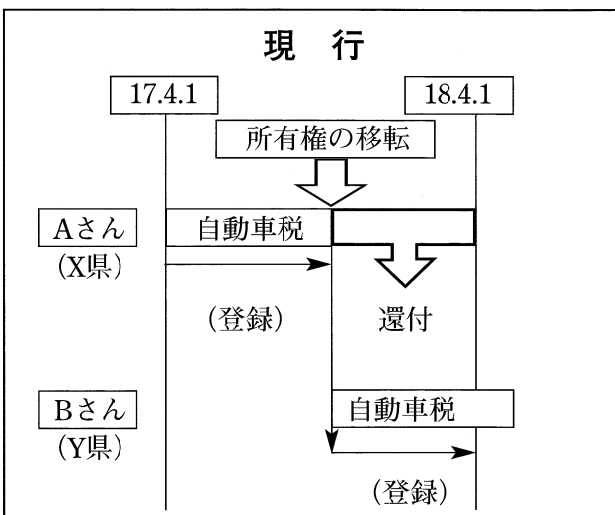


- ・金融機関・郵便局
- ・都税事務所（都税支所）
- ・支庁

◎おすすめします！安心・便利な口座振替！！

口座振替は、納期限に預（貯）金口座から自動的に納付できる制度です

口座振替の申込方法	振替の開始時期は？	今お申し込みいただくと、平成18年度第1期分からご利用いただけます。
	申込先は？	ご利用の金融機関・郵便局の窓口へ
	申込に必要なものは？	預（貯）金通帳、金融機関届出印、納税通知書
	その他の方法は？	平成17年6月にお送りした納税通知書に同封の『口座振替依頼書』でも申し込みができます。



支部会員異動のお知らせ

平成17年 9月 1 日～
平成17年12月31日

〈入会〉

9月1日 齋藤 慎 〒103-0028

八重洲1-4-21 共同ビル
藤間秋男税理士事務所
電話 5201-6555

9月26日 浅見 友恵 〒103-0025

日本橋茅場町3-12-4
白鷺ビル4階
大原雅志税理士事務所
電話 3663-8121

9月26日 内田 孝 〒103-0013

日本橋人形町2-32-4
人形町ロータリービル5階
電話 5623-3501

9月26日 深谷 康祐 〒103-0027

日本橋1-4-1
日本橋1丁目ビルディング16階

10月1日 飯沼 晴美 〒103-0007

日本橋浜町2-22-5
ヴェラハイツ浜町604
電話 5614-7301

10月20日 萩原 和男 〒103-0013

日本橋人形町1-1-21
ハニー人形町ビル8階
電話 5640-1510

10月20日 廣岡 真紀 〒103-0025

日本橋茅場町2-2-2
ラポール茅場町三恵ビル203
野村幸広税理士事務所
電話 5614-6175

12月21日 肥後 好美 〒103-0028

八重洲1-4-21 共同ビル

ここが旨い

とんかつ はしや (東日本橋店)

旨い、おいしい

標準装備。

六百五十円

とんかつはしや。

こんなキャッチコピーが書かれた看板が掲げられているように、とにかく旨くてリーズナブルで、ボリュームも満点である。

客席は、カウンターのみ15席ほどであるが、昼は近隣のサラリーマンやOLで満席である。テイクアウトもやっており、12時を過ぎると店頭には行列が出来るほどである。

(メニュー) ロースカツ定食650円、ヒレカツ定食850円、エビフライ定食950円、ソースカツ丼700円、チキンカツ定食500円など。

(テイクアウト) 上記メニューは弁当として、ほ

かに盛合せ丼650円、お好み弁当600円、カツサンド250円などがある。

TEL03-3664-1848、東日本橋3-1-6

手打ちそば志乃

やや太切りであるが、コシがありこれぞそばという本格的な手打ちそばである。そばつゆは、うす味ながら上品な香りがそば本来の味を引き立てている。

昼は、常連客ですぐ満席となるので、11時半前に行くか、1時過ぎに行くと比較的空いている。客席は、5卓で20人ほどである。そばだけではもの足りなければ、一緒にけんちん汁(並350円、小200円)を注文するのもいい。

(メニュー) 「手打ちそば」並1,000円・大盛1,100円・小盛850円、「合盛(そば、うどん二色盛)」並1,050円・小盛950円、「けんちんそば」並1,100円・小盛1,000円など。

なお、夜のメニューとして、「天ざる(天ぷらそば)」1,900円、「天合盛」2,000円などがある。

TEL03-3664-9795、東日本橋3-1-4

(原 幸)

		藤間秋男税理士事務所	10月3日	竹迫 建治	〒103-0022 日本橋室町4-1-21 近三ビル6階 電話 3275-0670
12月29日	福田 勉	〒103-0023 日本橋本町4-4-16 日本橋内山ビル3階 電話 3277-0871			
〈法人入会〉					
9月27日	税理士法人	あさひ会計事務所 〒103-0001 日本橋小伝馬町10-8 ウィンド小伝馬町ビル8階 電話 3662-5867	10月7日	神山 浩	〒103-0012 日本橋堀留町2-7-2 ファミール日本橋グランドイートプラザ808号 電話 3249-5510
11月8日	税理士法人	ウィズ 〒103-0013 日本橋人形町3-3-13 CICビル7階 電話 5847-1192	11月30日	辰巳 英城	〒103-0027 日本橋3-2-14 日本橋KNビル6階 電話 5688-6868
12月13日	税理士法人	フィールズ 〒103-0027 日本橋2-1-21 第二東洋ビル5階 電話 3516-8818	12月1日	島田 勝弘	〒103-0015 日本橋箱崎町32-3 秀和日本橋箱崎レジデンス503 電話 3249-1871
〈転入〉					
9月1日	大谷 泰章	〒103-0016 日本橋小網町1-13 チェスターコート日本橋702 電話 5645-1668	12月7日	有馬 寛之	〒103-0013 日本橋人形町1-19-9 古暮ビル 電話 3668-0961
9月1日	仲村 匡正	〒103-0007 日本橋浜町3-18-2-908 電話 3665-0602	12月28日	成澤 和己	〒103-0007 日本橋浜町2-3-2 日本橋浜町パークホームズ1404号 電話 3668-3989
9月12日	兵野 好江	〒103-0007 日本橋浜町2-11-2 メゾン日本橋1107 電話 5614-2531	〈事務所変更〉		
9月21日	池田 忠	〒103-0028 八重洲1-4-21 共同ビル 藤間秋男税理士事務所 電話 5201-6555		高島 順一	〒103-0027 日本橋1-2-10 東洋ビル3階
9月27日	大塚 亜希	〒103-0001 日本橋小伝馬町10-8 ウィンド小伝馬町ビル8階 税理士法人あさひ会計事務所 電話 3662-5867		藤井 清彦	〒103-0013 日本橋人形町2-7-5-1201
9月27日	小田 英敏	同上		高橋 保	〒103-0025 日本橋茅場町2-2-2 ラポール茅場町三恵ビル705号
				光成 卓郎	〒103-0027 日本橋1-2-10 東洋ビル5階
				山科 裕紀	〒103-0007 日本橋浜町3-3-1 トルナーレ日本橋浜町215
				市塚 秀一	〒103-0007 日本橋浜町3-23-3

	ギンビスビル7階	電話3231-9821
石井 銅	〒103-0025 日本橋茅場町2-17-3 ブルーハイツ茅場町404	河野 幸久 〒103-0027 日本橋2-1-21 第二東洋ビル5階 税理士法人フィールズ 電話3516-8818
大館 彰	〒103-0022 日本橋室町1-9-4	深野 一朗 〒103-0027 日本橋2-1-21 第二東洋ビル5階 税理士法人フィールズ 電話 3516-8818
武者 政実	〒103-0007 日本橋浜町3-3-1-609号室	山下 和広 同上 橋本 正典 〒103-0003 日本橋横山町1-3
田島 年男	〒103-0013 日本橋人形町3-3-13 CICビル7階 税理士法人ウィズ 電話 5847-1192	高木 建郎 〒103-0025 日本橋茅場町1-12-8 茅場町SDビル4階
橋本 秀明	同上	
清水 啓伍	〒103-0023 日本橋本町4-5-13 YKビル2階	

「ちょっとひとこと」

今冬の厳寒の経済効果は6567億円。記録的な寒波が日本列島の各地に大雪を降らせ大きな被害をもたらしているが、この寒波による経済効果について、新年早々、D生命保険のシンタックが短期的に実質GDPを約6567億円押し上げるとの予測を発表した。

このレポートによると、今年の厳寒は昭和60年以来となりそうだが、60年は冬物衣料や暖房器具の売れ行きが伸びる一方、外出が減り交通通信費が落ち込んだという。

そうした例を勘案すると、12～1月の気温が1度下がると、実質家計消費が1.4%上がり、実質輸入を3.4%押し上げるという。

そこで、今年の気温が60年と同じと考えると、暖冬であった昨年より2.4度も下がることから、家計消費が1兆3346億円増加し、輸入も6779億円増加するので、差し引き実質GDPが6567億円上がる可能性があるという報告している。

また、消費税の引き上げがあった平成9年以来の買い替え時期が迫っているエアコンにも触れ、景気の回復感が漂っている現状では、「日本経済に短期的に思わぬ追い風をもたらす可能性も否

定できない。」と結論付けている。

ところで、GDP(国内総生産・Gross Domestic Product)は、1993年から経済企画庁(現内閣府)が、経済の規模を表す代表的な指標として使い始めた。それ以前に代表として使われていたのは、GNP(国民総生産・Gross National Product)である。

GDPは、「日本国内で一定期間に行われる生産活動の総計」であるが、GNPは、「日本の居住者(日本に1年以上住んでいる外国人を含む。)による生産活動の総計」である。例えば、「米国在住のミュージシャンが日本国内のコンサートで得た報酬」は、GDPに入るが、GNPには入らない。一方、「日本企業の海外現地法人の収益」、「日本の居住者が海外に持っている株から受けた配当」などは、GNPに入るが、GDPには入らない。

現在、内閣府の国民経済計算では、GNPの代わりにGNI(国民総所得・Gross National Income)という言葉を使っている。GNPで測っているのは正確には、「生産物」ではなく「所得」という考え方に基づいたもので、国民経済計算の方式が改定された2000年に切り替えられた。つまり、GNPという言葉は、もはや正式にはどこにも使われていないのである。

原 幸

平井 章夫 同上

〈事務所名称変更〉

雨宮 雅夫 税理士法人あさひ会計事務所

浅野 雅史 浅野雅史税理士事務所

〈事務所電話番号変更〉

雨宮 雅夫 3662-5876

浅野 雅史 3662-3542

〈転出〉

坊山 由美 麻布支部へ

古藤田えみ 麴町支部へ

石川 雅章 神田支部へ

小形 聡 神田支部へ

小宮 聡 新宿支部へ

上浦 守 新宿支部へ

武永 猛 京橋支部へ

武田 昌典 上野支部へ

井上 孝史 芝支部へ

本吉 正雄 江東西支部へ

東海林伸興 四谷支部へ

森田 修 芝支部へ

江田 巧 京橋支部へ

松井 純一 麴町支部へ

森 菜穂子 雪谷支部へ

糸井 順子 東村山支部へ

平岡 悟 中野支部へ

小日向ひろみ 板橋支部へ

〈税理士法人転出〉

税理士法人クリアコンサルティング 芝支部へ

〈退会〉

大村 良明 業務廃止

石川 裕之 関東信越会へ

吉田 正行 業務廃止

高木 啓至 千葉県会へ

森田 賢治 業務廃止

北島 孝康 業務廃止

本田 竜大 千葉県会へ

秋山 義輝 千葉県会へ

中村 勝海 千葉県会へ

本田 三二 業務廃止

〈氏名変更〉

12月16日 松本博子 (旧姓) 矢口 博子

謹んでお悔やみ申し上げます。

豊臣 俊徳 (昭和25年9月7日生れ 55歳)

平成17年12月12日 死亡

宮川 隆一 (大正14年1月18日生れ 80歳)

平成17年12月23日 死亡

表紙の説明

—初冬の富士—

川北 博

初冬といっても11月末ごろの山中湖村の朝夕の気温はもう零下を数える。私の小さな山荘は村でも最高部標高1.100米はあろうから、かなり寒い。すぐ上は北富士演習場だが、富士の山容は、いわゆる表富士と違ってかなり厳しい。

ただ、登山道がはっきりわかるし、昔は山頂のドームがはっきり望めた。お正月号の表紙絵だから、「富士」にしようか「日本橋」にしようかと迷った。山荘でスケッチブックを携えて演習地へ入り込み、熊や猪に会わないように祈りながら素描したが、すぐに手がかじかんだ。結局時間がなくなり、この「富士」を仕上げて義理を果たすことにした。

写真募集しています！

本年1月号より、毎回、裏表紙を「ギャラリー日本橋」として会員の皆様の作品を掲載していきたいと思います。第1回となる1月号は「第20回カラオケ発表会」の特集としました。

是非、皆様の力作をお寄せ下さい。

お待ちしております！！

編集後記

明けましておめでとうございます。

新年号恒例の「年男、年女」を始め、研究論文、随筆、ご寄稿下さいました諸先生並びに渡邊署長様、皆様、年末年始のお忙しい中、大変有難うございました。

本年は、新会社法の施行も控えており、又、我々の業務もこれから繁忙期に入ります。お身体にご自愛いただき乗り切ってください。

次号発行予定 18年6月

編集委員 福本光男 鈴木 毅 佐々木則司

高橋美津子 山本 勝 原 幸

東京商工会議所の

無担保・無保証人融資（マル経融資）のご案内

～ 先生ご自身・顧問先事業所様の事業資金にご活用下さい！ ～

「マル経融資」は小規模事業者の方々の経営をバックアップするために、無担保・無保証人で（保証協会の保証も不要）商工会議所の推薦に基づき融資される国（国民生活金融公庫）の融資制度です。

＜融資対象となる方＞

- 従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）の法人・個人事業主の方
（パート・アルバイト・法人企業の役員・家族従業員等は除きます）
- 最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を営んでいる方
- 国民生活金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- 税金（所得税・法人税・事業税・住民税等）を完納している方 など

＜ご用意いただく書類＞

- 個人事業主の方
 - ・前年・前々年の青（白）色決算書および確定申告書（控）
 - ・所得税・事業税・住民税の領収書又は納税証明書
 - ・（設備資金をお申込みの場合）見積書・カタログ 等
- 法人企業の方
 - ・前期・前々期の青（白）色決算書および確定申告書（控）
 - ・（決算後6か月以上経過の場合）最近の試算表
 - ・法人税・事業税・法人住民税の領収書又は納税証明書
 - ・商業登記簿謄本
 - ・（設備資金をお申込みの場合）見積書・カタログ 等

※不動産をお持ちの方で新規及び別枠申込の場合は、現在の権利関係が記載されている不動産謄本の提示をお願いします。
※必要に応じて追加資料をお願いする場合がございます。

融資の条件

資金使途

運転資金
設備資金

融資限度

550万円
+別枠450万円

（別枠450万円は平成18年3月31日の国民生活金融公庫受付分までとなります。）

返済期間

運転資金 5年以内
設備資金 7年以内

（上記条件での返済期間の取扱いは平成18年3月31日の国民生活金融公庫受付分までとなります。）

担保
保証人

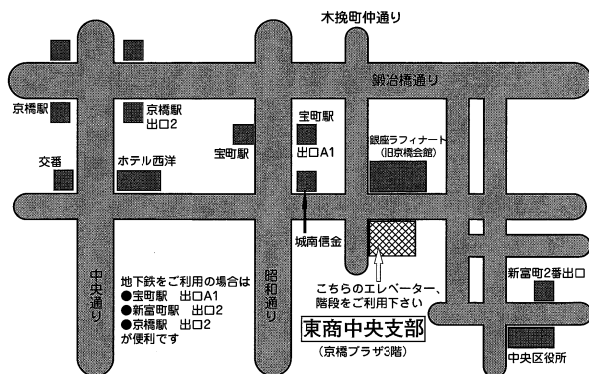
不 要

（保証協会の保証も不要です）

利 率

年1.55%

（平成17年12月9日現在）



【お問い合わせ・お申し込み】

東京商工会議所 中央支部

〒104-0061

中央区銀座1-25-3 区立京橋プラザ3F

TEL 3538-1811

FAX 3538-1815

会員制医療クラブ

東京税理士協同組合が推薦する

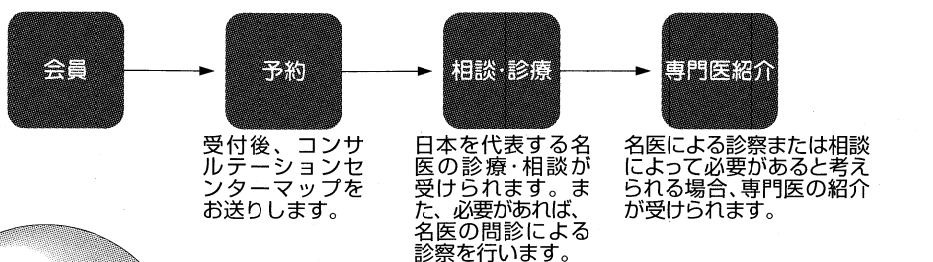
ドクターオブドクターズ・クラブ

もしも病気になった時、あなたのそばに信頼できる医師（病院）はいますか？

日本を代表する名医があなたとあなたのご家族の健康をサポートします。

メディカルコンサルテーション

医学界きっての名医によるメディカルコンサルテーション・セカンドオピニオンが受けられます。



名医によるサービス

「名医によるサービス」・「クラブサービス」はご家族の方もご利用になれます。(1親等以内/4名)

クラブサービス

24時間電話健康相談サービス

医療関連情報サービス

有名病院との提携サービス

人間ドックサービス

提携している有名病院（聖路加、癌研ほか）において、最新方式の人間ドックを年1回無料で受診することができます。



年1回無料で受診できます。

人間ドックとの提携サービスで、会員が提携病院へ入院した際に発生する差額ベッド費用（一日当たり10,000円）を給付金としてお支払いいたします。（入会年数によって支払期間が異なります。）

●現在病気の方でも会員になれます。

●年齢に制限はありません。

●契約の種類 個人契約・法人契約
・ファミリー契約

●入会金および会費

東税協組合員と関与先のために特別入会金を設定いたしました。

個人契約の場合（消費税込み）

入会金	84,000円
特別入会金	63,000円
月会費	8,400円



株式会社日税サービス

東京税理士協同組合専属代理店

全国税理士共栄会 指定代理店

〒163-0709 東京都新宿区西新宿2-7-1 (新宿第一生命ビルディング9F)

大代表 03-5323-2111

F A X 03-5323-2123

<http://www.nichizei-net.com>

税理士先生と関与先様のために

NICHIZEI GROUP

日税グループからのお知らせです。

顧問料
の集金

税理士協同組合の報酬自動支払制度

ご利用前…

自動振替は便利だが、
 ・訪問回数が減り関与先が心配するのでは…
 ・関与先からの抵抗があるのでは…
 ・値下げのきっかけになってしまうかも…
 といった懸念を少しもっていたが、



ご利用後…

心配は全くありませんでした！
 世の中、口振による料金支払いは当たり前。
 今では、すべての関与先に拡大しています！



税理士報酬専門の自動集金システムです。

実績No.1。全国12,200の税理士事務所でご利用中！（平成17年7月現在）

トリプルキャンペーン実施中！新規ご利用者にステキなプレゼント（有効期限／平成18年4月末まで）

税理士協同組合
事務代行業株式
会社

日税ビジネスサービス

☎0120-155-551

URL <http://www.nichizei.com/nbs/hs/>不動産
の売買

22年の実績と信頼で、不動産案件に守秘・誠実対応！

売買の仲介

売却・購入
 価格査定
 物件調査
 鑑定評価
 広大地評価

相続対策

有効利用
 資産の組替え
 債務返済
 遺言信託
 延納・物納

権利調整
土壌汚染調査
等

何なりとご相談ください！

税理士協同組合指定会社

株式
会社

日税不動産情報センター

TEL 03-3346-2220

URL <http://www.nichizei.com/nf/>医療
保険

今、「医療保険」で一番選ばれているアフラックから新登場！！※

将来保険料が半額になる医療保険

もらえる頼れる医療保険

健康
お祝い金
付き

EVER HALF

エヴァーハーフ

保障はそのまま保険料が半額！
 将来がグッとラクになるね！

EVER ボーナス

エヴァーボーナス

65歳から保険料が半額になる一生の医療保障！
 プラス 健康祝金！

全税共会員の皆様は
 「集団取扱」で保険料が割安！

「がん保険」はもちろん、
 今、一番選ばれている「医療保険」はアフラック。
 医療保険 新規契約件数 2年連続 No.1※
 ※平成15・16年版「インシュアランス生命保険統計号」より

引受保険会社
 アメリカンファミリー生命保険会社
 東京第三営業本部第一支社 TEL.03-3344-1883
 〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル17階

詳しくは、パンフレットを
ご覧ください。

お問い合わせ先 ■全税共保険取扱代理店

募集代理店 株式会社 共栄会保険代行 TEL 03-3340-5533

AFN16-2005-008

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階 URL <http://www.nichizei.com/khd/>

税理士限定

無料メールマガジン

日税グループでは、「今月の経理情報」や「日税マネージメントレポート」等、各種
 最新情報を無料配信しています。配信を希望される方は、下記ホームページよりご登
 録ください。 <http://www.nichizei.com/mailstation.html>

■日税グループ 東京本社 〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

とうぜいきょう

事業ローン

幹旋融資

資金安心、
気持ちゆったり。
融資金額、
最高1億円！

事務所の運転・開設資金、
自動車購入資金、
コンピュータの導入資金
などにお役立て下さい。

※融資金額500万円以内で、融資期間5年以内の場合、
無担保扱いができます。
連帯保証人は1名（法定相続人可）。

<提携銀行および詳細については、東税協事務局までお問い合わせください>

東京税理士協同組合

新宿事務所 〒160-0022 東京都新宿区新宿3-25-1

新宿富士ビル7階 TEL 03(5363)2011(代)

第20回カラオケ発表会



● 第20回カラオケ発表会出演者の前で河原支部長の開会の挨拶



● 司会者の二人



● 今回、大トリで熱唱する
中島歌舞音曲部長



● ゲストのアイリーンさんと鹿島やすよさん



● フィナーレで「日本橋の歌」を全員で合唱